

# 食品に関するリスクコミュニケーション（和歌山）

日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会

平成16年11月29日(金) 13:30～16:25

和歌山県民文化会館

主催：内閣府食品安全委員会

午後 1 時 30 分 開会

( 1 ) 開会

司会(藤本) それでは定刻になりましたので、ただいまより、「日本における牛海綿状脳症( B S E ) 対策に関する意見交換会」を始めさせていただきますと思います。

本日は、多数の方にご出席いただきまして、ありがとうございました。後ろの方で立られている方いらっしゃいますけれども、こちらの前の方にも幾つか席があいていますので、恐縮ですが詰めていただいて、できるだけお座りいただければと思います。

まず、最初に、本日の意見交換会の趣旨につきまして、簡単にご説明させていただきますと思います。

食品安全委員会につきましては、皆様ご承知かと思えますけれども、昨年の7月に内閣府に新たに設置された機関でございます。委員会の役割は「食品健康影響評価」といっておりますけれども、食品の安全性に関しまして、「科学的な知見に基づき、客観的かつ中立公正な「リスク評価」といっておりますけれども、そういう評価を行う機関でございます。

こうした食品安全委員会が設置されました背景には、2001年に B S E が我が国でも確認されまして、いろんな対応が求められ、また、国民の皆様の食品の安全に関する関心が一段と高まったことがあるわけでございますけれども、そういった一連の対応の中で設置されたということでございます。

こうした経緯もございまして、食品安全委員会では昨年の7月に発足以降、まず最初に B S E やプリオンの専門家に集まっていたいただきまして、「プリオン専門調査会」というものが設置されました。そこでは、我が国におけます B S E に関するリスクとか、あるいは対策の効果などについて検証が進められ、いろいろな議論が重ねられてきたわけでございます。

その検証結果が9月上旬に「日本における牛海綿状脳症( B S E ) 対策について - 『中間とりまとめ』 - 」という形でとりまとめられまして、9月9日に食品安全委員会にて了承されたという経緯がございます。

これを踏まえまして、リスク管理機関に当たります厚生労働省と農林水産省におきましては、我が国における B S E 対策につきまして見直しの検討を行い、10月15日に改めて食品安全委員会に対しまして、そのリスク評価を要請してきたということでございます。

このリスク評価の要請を受けまして、食品安全委員会では10月26日から、先ほども申し上げましたプリオン専門調査会におきまして、その評価要請の内容につきまして、議論

を開始しているというような状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、食品安全委員会では、先ほど申しました「中間とりまとめ」の内容について皆様方に理解を深めていただきたいということとともに、今後のプリオン専門調査会での議論の参考にさせていただければということで、厚生労働省、農林水産省、また、各地の都道府県のご協力を得まして、本日のような意見交換会を開催させていただいているということでございます。ぜひとも有意義な会議になればと思っておりますので、本日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、本日の出席者を紹介させていただきたいと思ひます。

「議事次第」に名前が載っておりますけれども、食品安全委員会からは寺田委員長、また、事務局より富澤評価調整官が参っております。また、厚生労働省からは、広瀬医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐。また、農林水産省からは、姫田消費・安全局消費者情報官が出席しております。ごあいさつが遅れましたけれども、私、食品安全委員会事務局で勧告広報課長をしております藤本と申します。本日の司会進行を務めさせていただき予定にしておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、配布資料を確認していただければと思ひます。封筒の中にいろいろ資料が入っております。

「議事次第」があるかと思ひますけれども、その後、「配布資料一覧」というものがついております。

そのほか、資料1としまして、後ほど寺田委員長が説明をする資料。

資料2といたしまして、厚生労働省からの説明資料。

資料3としまして、同じく農林水産省からの説明資料が入っているかと思ひます。

参考資料1といたしまして、「食品健康影響評価について」という資料がございます。これは、先ほど申しましたように、10月15日に厚生労働省及び農林水産省から食品安全委員会に対しまして、BSE対策の見直しに関して評価要請があった依頼文そのものの資料でございます。

次に、参考資料2の方でございますが、先ほどもちょっと触れましたように、9月上旬に食品安全委員会でのこれまでの検討をまとめた、いわゆる「中間とりまとめ」と称している資料そのものでございます。

参考3というのが次にございますけれども、10月15日の評価要請を受けまして、プリオン調査会で議論を進めておりますけれども、その概要を載せているものでございます。

参考4でございますけれども、BSEに関してご質問を多数いただいております。そうしたものを「よくある質問」という形でQ&Aの形で整理したものでございます。後ほどご参考にしていただければと思います。

そのほか、「ご参加いただいた皆様へ」というアンケート用紙があるかと思えます。これは、本日の会議が終わった後、今後の意見交換会の参考にさせていただければと思ひまして、感想等につきまして後ほど答えて、ご退席いただければということでございます。どうかご記入の方をよろしくお願いいたします。

さらに、「食品安全特別号」という冊子があるかと思えます。先ほどのいわゆる「中間とりまとめ」の内容をできるだけ噛み砕いて解説するという趣旨でつくったものでございます。これも、後ほどご参考にしていただければと思っております。

そのほか、「ご意見・ご質問」という1枚紙が入っているかと思えます。これは後ほど触れさせていただきましますけれども、途中で10分ほど休憩をいただく予定にしておりますけれども、この間に、本日の意見交換の際にご質問・ご意見等があらかじめある方はぜひ記入していただきたいというためのものでございます。

そのほかの農林水産省からのメール情報の関係の資料とか、委員会のリーフレットなどが入っているかと思えます。もし配布資料で足りないものがございましたら、担当の方にお申し付けいただければと思えます。よろしゅうございますか。

引き続きまして、本日の意見交換会の進め方について、簡単にご説明させていただきたいと思ひます。「議事次第」をごらんいただければと思ひます。

初めに、「講演」という形で、まず、寺田委員長の方から「中間とりまとめ」を中心に、日本におけるBSE対策等について説明いただく予定にしております。

その後、先ほど申しましたように、10月15日に食品安全委員会に対して諮問といひますか、リスク評価の要請がございましたけれども、その考え方につきまして、厚生労働省及び農林水産省から、それぞれご説明していただくことにしております。

その後10分ほど休憩を挟みまして、皆様方と1時間程度、意見交換をするような時間帯を設けたいというふうに考えております。この10分間の休憩時間帯に、先ほど申しましたように、ご意見・ご質問等があらかじめある方は用紙に記入いただきまして、受付の方に提出いただければと考えております。すべてのご意見・ご質問に対応できるかどうかわかりませんが、こういう形で事前にいただければ、効率的に議論ができるのかなと思っております。もちろん、これに書かなくても、意見交換の時間帯の中で挙手をいただい

て、意見交換もできるようにしたいと思っていますので、必須ということではございません。

全体としましては、4時を目途に会議を終えるということで考えております。議事の円滑な進行にご協力いただければと思っていますので、この点もどうかよろしくお願いします。

それでは、早速、講演の方に移らせていただきたいと思います。寺田委員長、ご説明の方、よろしくお願いします。

(2) 講演

・ プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び  
「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について  
中間とりまとめ」などについて

食品安全委員会委員長

寺田 雅昭

食品安全委員会の寺田でございます。

きょうはこれだけたくさんの方に集まっていたきまして、感謝しております。

先ほどから司会の藤本がいらっしゃいますように、本日は日本におけるBSE対策に関する意見交換会ということで、私は食品安全委員会の立場として評価を今までやりまして、後で説明をいたしますけれども、管理がそれをもとにいたしまして、諮問をいただいて、今、答申するべく、私どもの当委員会の中での専門家の方がいろいろと議論をしている段階でございます。

(パワーポイント2)

これは、先ほど説明がありましたように、2001年にBSEが出まして、それが1つのきっかけになりまして、私どもの食品安全委員会というのが内閣府の方にできました。そのときの1つの反省は、縦割り行政をなくすということと、もう1つは、評価と管理を別個の機関でやる。行政の面ではどうしても管理の力が大きいのです。実際に行政をやっていくのは管理で、食品の場合には厚生労働省あるいは農林水産省、場合によりましては環境省も管理になるわけです。そちら側にどうしても引っ張られて、客観的な科学的な評価がなおざりにされるのではないかということが1つありました。

そこで、ここにBSEの場合が書いてあるんですけども、これだけではなくて、食品は組み換えDNA食品だとか、添加物、農薬、いろんな問題があります。それぞれの専門家でこういう議論をしてもらっています。

BSEの場合は、この委員会ができた1つのきっかけになっておりますので、ここに詳しく書いてございます。これは、先ほど申しました「評価」の食品安全委員会で「リスク管理」、これは政策ベースで厚生労働省、農林水産省です。

後ろの方は多分これは見えにくいかもしれませんが、お手元に資料がございますので、

また、それをごらんになってください。

それで、こちらで評価をして、管理側がいろんなことを考えて、「実際にこういう管理をしたいけれどもいかなものか」と諮問をします。こちらで評価をして、もう1回答申で返す。

普通は評価の依頼が来て答申の依頼をするんですが、BSEの場合は、まず、この委員会ができた1つのきっかけでございます。昨年7月からこの委員会がスタートしたんですけれども、昨年の8月からまず最初に「プリオン専門調査会」というのを作りまして、そこでいろいろと議論を始めてきて、それを先ほど話がありましたように、今年の9月にボランティアのいわゆる中間答申という形で出して、それを見られた管理側が「じゃ、こういう政策をやると思うがいかなものか」といって評価依頼が来まして、今これを答申するという段階で現在議論をしています。

「リスクコミュニケーション」といいますのは、全体のリスク分析という概念の中で、重要な要素です。これはヨーロッパ諸国で、BSEなどで行政上のひどい混乱などが出まして、多くの国・機関でこの考え方を取り入れています。大事なのはリスクコミュニケーション。今日やっているようなことですね。消費者、生産者などの方々と内容の透明性を高めて、「どういう議論をやっているんだ、どなっているんだ」ということをきちっとやって、しかも、当事者である消費者の皆さんにいろいろなご意見を聞いていくということで、評価、管理、リスクコミュニケーションという3つのパートからリスク分析は成っております。

(パワーポイント3)

細かいことは省きますけれども、とにかく第1回の専門調査会で日本のBSE問題全体について議論をするということでした。後から質問が出るかも知れませんが、ずっと来まして、この12月に米国でBSEの問題が発生しました。この委員会はずっと日本のBSE対策についてやってきましたが、米国のことに関してはほとんどやっておりません。これは直接関係ないんですが、結果としては日本の対策が米国の対策を判断する上で参考になると思うので、そういう意味では関係しているということになります。これは我が国におけるBSEの対策についての「中間とりまとめ」です。

(パワーポイント4)

この「中間とりまとめ」は、先ほど申し上げましたように、今年の9月6日に第14回のプリオン専門調査会がまとめる前にも、このようなリスクコミュニケーションをいろんな

ところでやりまして、その結果をもとにいたしまして、最終取りまとめをしました。

親委員会といいますか、私どもの委員会でこのプリオン専門調査会の内容を9月9日に了承。同時に、それを広く公表いたしまして、厚生労働省、農林水産省に対して、「中間とりまとめ」に関する通知をした。

それから、リスクコミュニケーションの会議はもちろんですけれども、14回、15回にわたるプリオン専門調査会を公開で、だれでも来てもらって結構で、議事録もすべて公開という形で透明性を確保しておりますし、議事録もできるだけ早くホームページに出しているということでございます。

(パワーポイント5)

「中間とりまとめ」の構成はここに書いてあるとおりです。

(パワーポイント6)

最初の「はじめに」というところで、「どうしてこの時期に中間とりまとめなのか」ということは当然出てくると思います。

2001年にBSEが発生したときに、不安とかパニック状況を何とかおさえるのために多くの管理措置がとられました。その後、350万頭の牛の検査データが集積していますので、いろいろと検討する必要がある。それから、EUの方もいろんな知見がそろってまいりましたので、それを整理していろいろ検討していこう。それからここに書いてあるとおりです。

(パワーポイント7)

「とりまとめの視点」といいますのは、BSEの発病の機構とか、プリオンが牛の中のどこに、どういうふうに分布しているかとかですね。皆さんも、もちろん私も含めまして一番気にしていますのは、人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病です。vCJDといっています。CJDはクロイツフェルト・ヤコブという人が見つけた病気で、vCJDではなくて、もともとの弧発性のCJDというのは原因不明で、日本でも年間100人ぐらい出ます。どこの国でも100万人に1人ぐらい。原因ははっきりわかりません。治療法はありません。

このvCJDといっていますのは、それに似たような症状を示す、あるいは病的にもかなり似たような症状を示す。しかし、割合若くて発症して、それはBSE感染牛の異常プリオンから感染してできたものであろうと考えられておりまして、後から出てきますけれども、全世界で156人ぐらいいらっしゃいます。日本ではもちろん今はゼロです。こういう

このまとめを明確化することがやっぱり大事だろうということでもあります。

(パワーポイント8)

先ほどいいましたけれども、ここにごさいますように、BSEは牛の場合には18万頭発生しております。ほとんどが英国です。だから、BSEはまずは英国の牛の病気である。それから、アイルランドは1,426頭、フランスは914頭、こういうふうにあります。

日本では、この「中間とりまとめ」が行われましたときには11頭。現在14頭です。それから、若齢の23カ月齢の第8例が非典型的な、BSEのプリオンの形がちょっと違うようであるということです。9例目は21カ月齢と大変若い牛であります。この両者の場合には、ここにも書いてごさいますように、異常プリオンの量が非常に少ない、500分の1から1,000分の1。何に比べてかということ、3年、4年、5年と、本当に典型的なBSEの症状を示すような、あるいはBSEのプリオンが脳の中にたまったような状態のものに比べて、このぐらいの量であるということです。

(パワーポイント9)

発生しました牛の生年月日を見ますと、大体この辺に1つ固まってあるわけですね。

ここで飼料の給与停止をしましたが、今いいました若い8例目と9例目はこの後に出ています。

あと、ここに書いてごさいますように、12例目と14例目は「中間とりまとめ」後に出てきた牛の生年月日です。

(パワーポイント10)

BSEの検査とか、いろいろなことがごさいます。それに関係することを申し上げますと、多分多くの方はご存じでしょうけれども、BSEを起こすのは異常プリオンです。細菌とか、ウイルスとかは、もともになっておりますのが核酸なんですね。熱しますと大体それで壊れます。新聞などに出ていましたが、例えば肝炎ウイルスのEとかは、熱すれば死んじゃうんです。このプリオンというのはたん白質なんですね。たん白質の形がちょっと変わったということであって、3気圧のもと132度で30分間熱しないと死なないとか、普通の熱の処置に対して非常に抵抗性があるということが一番厄介な問題です。

その異常プリオンがBSEの牛の中のどこにあるかといいますと、ほとんどが脳にあります。それから、脊髄あるいは背根神経節に、ここに%が書いてありますけれども、扁桃、回腸遠位部の先の方にある。

イギリスで大規模な実験をやりまして、たくさんの牛に異常プリオンに感染した牛の脳

を食べさせたんです。量をいろいろ変えて、期間もいろいろ変えて、どこに一番異常プリオンがたまるのかと、大変な実験だと思います。日本でも筑波にこういう実験をやる施設ができて、今やり始めておりますし、ドイツで今研究がもうちょっと先に進んでいます。イギリスはあれだけの大きな問題を起こしたところで、こういう実験を今2回目のをやっているところです。

ごらんになりますように、いわゆる神経にたまるんですね。たまるのには随分時間がかかって、だんだん、だんだんたまる。口から食べて、腸に入って、回腸にいて、回腸から神経を通過して脳に行くんであろうと考えられています。はっきり追跡することはまだできていないんですが、ほかの国も大体そういうふうに考えています。

(パワーポイント 11)

先ほどいいました、BSEの牛を食べたてなるvCJD、非典型的なCJDのリスクです。繰り返しになりますけれども、弧発性のCJDというのは、日本の場合にも毎年120人ぐらい発生しています。

このvCJDは毎年の話ではなくて、今までこれだけ発生した。全世界で156人で、英国がそのうち146人、フランスはここに書いてあります。印がここに書いてありますのは、英国に割合長期滞在した間に食べてなったんだらうと考えられております。フランスではそういう経験がない人も発生しております。日本では報告はない。

それから、余分なことで、今の弧発性のCJDといいましたけれども、原因がわからずに発生するCJDは100人ほどだといいましたけれども、日本の場合は非常に不幸なことがありまして、脳の手術をするときにプリオンに感染をしたドイツの硬膜を使って、そのために120人ぐらいの方が今まで感染している。もちろん、それは使用を禁止しています。20年前ほどに手術したのが、今まだ発生しております非常に長い潜伏期があります。BSEに関しては、繰り返しになりますが、日本では報告はありません。

(パワーポイント 12)

英国のことをもとにし、日本におけるリスクの管理措置、これは主に危険部位を取り除く、今の脳とか、プリオンがあるところを除くということは非常に大事で、それをどういうふうにちゃんとやっているのかということを検証して、評価をしたということになります。

(パワーポイント 13)

これは2001年よりも前から入っている可能性があるんで、そういうことも全部考えて、

BSEの感染牛はどれほどいたのか。それから、単純に英国の推定からリスクを評価すると、日本の場合はこれからも含めましてvCJDはどれくらいあるのか。遺伝的な要因なども考慮に入れています。

(パワーポイント14)

1つの数であって、いろんなことをやると思いますけれども、英国の場合は、先ほど申し上げましたように、18万頭BSEの感染牛は見つかったといっていますが、潜在的には見つかっていないのも含めて大体100万頭、人によりますと300万頭いただろう。今はだんだん減りつつありますけれども、今まで全部含めてこれくらいだろうということです。

日本の場合は、大体5~35、これはいろんな見方があって50だという見方もあるし、5もないとか、いろんな見方がありますがけれども、大体の感じはこういうことです。こういうことから見ますと、100万頭いて、今、156人というのは実際に患者として出ているわけです。イギリスの場合は非常に多めに見て、過去の156人も含めて、vCJDの発症が将来にわたって5,000人くらいあるかもわからないという話もあります。

これから単純に計算しても、日本の場合は1億2,000万人のうちで0.1~0.9人くらいだろう。毎年ではなくて、ずっとこれから。ひょっとしたら推測は100匹くらいかもわからない。計算にはいろんなやり方があって、これは実際に出た数じゃなくて、検査を逃れた牛とか、そういうことを全部含めていますから、もうちょっとふえるかもわかりません。それにしたって、物すごく少ないんですね。これは全然規制がないときの話です。だから、SRMを除かない、BSEのテストもしていなくてもこういうことで、現在のBSEの対策下では、さらに極めて低い。数字はなかなかいえないんですけども、人によると100分の1以下だというように数は物すごく少ないというのは事実なんです。

(パワーポイント15)

もう1回いいますけれども、このCJDといいますのは、vCJDであれ、硬膜であった。理由はわからなくて、弧発性に出てくるもの、これは牛とは全然関係ないですよ。その治療法がないんですよ。神経の病気はどの病気でもいわゆる難病で、対策が大変難しい。ご本人はもちろんですけれども、家族も見るに耐えないような感じになるというのが事実です。だから、私は何も恐ろしくないといっているんじゃないで、できるだけのことをやって抑える必要はあると思います。しかし、予測数はあんなもんです。

BSEに感染した肉骨粉を食べさせて、それがぐるぐる、ぐるぐる回って、例えば日本の国の中のBSEの牛の数がふえていくとかですね。そうするとvCJDのリスクが消え

ます。したがって、リスクを回避するために、農林水産省さん、厚生労働省さんが、人への感染するもとなるものがふえていくというのはストップしてありますし、生体牛もあれですし、発生国からの食肉もストップしているという状態です。危険部位のところは異常プリオンがあって一番危険なところですから、そういうのをちゃんと除くようにしておりますし、焼却とか、そういう処置をやっていきます。普通にぼんと熱したり、滅菌したらいいというのでないのが、最初にいいましたように、辛いところです。

(パワーポイント 16)

このプリオン専門調査会の先生方がやられた「中間とりまとめ」の中で、SRM、非常に危険な部位、プリオンのある脳とか、脊髄とか、その部分の除去と、BSEの検査がリスクを低減させているということで、結構な話である。

ここに書いてありますように、もともになっています飼料の管理とかをきっちりやっけていかないとだめなので、飼料の規制をきちっとやって、その担保をとっていくことが大事であるというようなこと。これは、ヨーロッパで必死になって、ここのところを低めようと思ってやっていますが、いまだにBSEの牛がちらちら出てくるんですね。ですから、相当やらないと、BSEにかかる牛を押さえ込むのはなかなか難しいというので、こういうことが書いてあります。

それから、トレーサビリティ、どこで生まれて、どうなって、どうなってということもきちっと担保、検証することが必要である。

(パワーポイント 17)

検査とよくいわれますけれども、これは確かに検査に引っかかるような3年、4年たったような異常プリオンがある牛は、牛全体を除いてしまうということで大変大事だと思うんです。しかし、検査で引っかからないものがあるんですね。ごくごくわずかのプリオンしかたまってなくて、普通の検査ではだめ。

検査と申しますと、肝炎の検査に行ったら、「肝炎のウイルスがいますよ」とか、「肝臓が悪いですよ」といわれて、「おれ、悪いんだ」となります。しかし、肝臓の検査は感度がいいからそういうわけで、感度が悪かったかつてだったら、調べたってわからない時代がいっぱいあったわけですね。BSE検査は今はそのような時代だと思ってもらった方がいいと思います。異常プリオンが例えあったとしても、量が非常に少ないときには見つからないです。

(パワーポイント 18)

今のことをもう一度いいますと、子牛のときに感染しまして、実際にBSEが発症する間にずっと生きているわけですね。残念ながら、潜伏期の異常プリオン量の少ない牛に今のところはこういう検査法では摘発は不可能であるということです。

またこれは血を採ってやるのではなくて、生きた状態で検査できないんです。だから、感度が悪いということと、牛を殺してから、あるいは死んだ牛の脳をとってきて、脳を調べるという検査です。ずっと先ほどからいっていますように、どういう経過をとっていくかというのはなかなかできない。だから、イギリスの実験も、そのたび、そのたびごとに殺して、どこに異常プリオンがあるかというのをやっているわけですね。

(パワーポイント 19)

先ほどの繰り返しですけれども、経口投与 32 カ月ごろに検出限界以上の異常プリオンが出てくる。回腸ではもっと早く出てくる。しかし、日本の場合は、21 カ月と 23 カ月の 2 例の若年齢で、量は少ないとはいえ、非常に感度を上げた方法で見つけることができる。しかし、350 万頭やりまして、20 カ月以下の感染牛で、現在の検査では発見することができなかったということは事実であります。

よく質問が出るのは、「350 万頭のうちの 20 カ月以下は何頭いたのか」。大体 4 万～5 万頭で、異常プリオンがいたのはゼロです。

(パワーポイント 20)

これもずっと繰り返しですけれども、SRMに異常プリオンが 99%以上集中していて、これを除くこと。非常にラフな言い方ですけれども、全く同じとはいいませんけれども、例えばフグの毒をきちっと取ってしまえばほかのところは大丈夫だということだという人もいます。たとえ感染しても、もともと少なく、フグとかなり似たような状態ですがプリオンは増えるのがちがいます。

それから、国際的にいわれています SRM以外の組織、これはかなり脳にいっぱいたまっている状態の BSE の牛の末梢神経から検出されたということがごく最近ございます。これの意義に関しては、今後研究をやっていかないといけないということになると思います。

(パワーポイント 21)

異常プリオンがあるところをいろいろ注意して取りなさい。また、ピッシングも含めましてやる必要がある。

(パワーポイント 22)

各国調べますと、日本の場合は食肉検査ということです。EUはサーベイランスとプラス食肉検査も含めて考えているわけですね。すべてのゼロ歳以上の健康牛は今まで日本ではやっているんですね。EUは30カ月以上は全頭です。EUではそう決めただけでも国によりちょっと嫌なのだというのは、フランス、ドイツ、イタリアで24カ月以上です。フランスは最近30ヶ月齢以上にしました。アメリカの場合は、今のところ30カ月以上で2万頭と、かなり検査数は少ないわけですね。我国のすべてというのは3年間で350万頭、110万頭から120万頭、毎年やっているわけで、EUも随分多くの牛の検査をしております。

それから、歩行困難とかのリスク牛は、日本はすべてやっておりますし、EUは死亡牛24カ月以上はやっている。死亡牛については、EUと日本は同じという状態であります。

(パワーポイント23)

各国のいわゆる危険部位の範囲というところで、ここに書いてございます。

日本とEUと違うのは、EUは12カ月以下の場合は腸と扁桃を除きまして、危険部位として除いていないんですが、日本はとにかく全月齢であるということでありまして。米国は今のところはこういう状態であります。

(パワーポイント24)

これから、こういうことを見られると、管理側がいろいろやられるわけですが、中間報告といたしましては、このSRMの除去は維持されるべきである。

それから、と畜場のBSE検査につきましては、検出限界以下の牛を除外しても、vCJDのリスクを高めることにはならないということは、今の1.2億人分の0.1~0.9よりもまだ低い、その100分の1の数よりも上に上がることはないという結論です。

(パワーポイント25)

ここに結論がいろいろ書いてございますけれども、同じことの繰り返しになりますし、まとめたものが(1)にあります。

(パワーポイント26)

いろんなことでこれから管理をやっていく上に、例えば交差汚染とか、飼料の規制とか、SRMを除くというけれども、100%は除けないんですね。ちょっと考えられたらわかりますように、頭を外して脳を取り除いたり、脊髄を取り除いたりするときに、どうしてもちょっと残りますし、それは食べ物の中には入ってきませんが、そのときに感染した牛の場合、ひょっとしたらちょっとした断片が肉に付随することがあるので、そういうこともきちっとやっていく必要がある。

(パワーポイント27)

ということをもとめのところに書いてありますので、文字が長くなりますので、そこは読んでいただければいいと思います。

これをボランティアに専門調査会の先生方が日本の対策について評価をして、それを「中間とりまとめ」として出して、それを見て、読んで、検討されて、厚生労働省と農林水産省、後からお話があると思いますけれども、正式に私どもの委員会に諮問という形で来ました。10月15日に、そこの中に入っていますように、農林水産省大臣と厚生労働省大臣から私あてに諮問が来て、それを今検討して、第1回目、16日から第2回目になりますけれども、こういうことを今検討している最中であるということでもあります。

(パワーポイント28)

これは16日ですね。いろいろ管理、ガードして、もう少しちゃんとこういうデータをそろえてくれとか、できる範囲内ですけれども具体的な達成目標は一体どう考えているんだとか、いろんなことに関する担保、調査に入るとか、そういうことを考えたらどうかとか、いろんなことの議論をやっているところです。これで終わりですね。

ポイントは、管理方法として科学的な評価の方からいくと、やっぱりSRMの除去が1番大事である。2番目に検査についても大事である。しかし、検査をやっても見つからないような非常に少ない量のところは検査対象から除いてもいいだろう。これは管理側が考えることなんですけれども、とにかく見つからない。今までどおり、いろんな交差汚染とか、飼料の規制をきちっとやっていく必要がある。だから、飼料の規制、BSEの検査の問題、SRMを除くこと、それから、トレーサビリティ、どこで生まれて、どうなった、どうなったという結果はきちっとやっていく必要がある。

それから、これは今の検査と同じですけれども、死亡牛ですね。今は健康牛の話を中心にしましたけれども、死亡した牛もきちっとやって、日本の中全体でどのぐらいのBSE感染牛がいて、それがこういう管理措置をやったおかげで、これからどれほど減っていくのか、あるいはそのまま横へ行くのか、上へ行くのか。これは管理措置をフォローするために、大変大事なことであろうというふうに考えております。

何回も繰り返しますけれども、大事なのはSRMの除去、その次には検査、もっと一番大元になっておりますのは飼料の規制をいかにどういうふうやっていくのかということでもあります。

大変はしょって、早口でやりましたけれども、私どもの「中間とりまとめ」の意見はま

とめていいました。それから、それに基づいて管理側が今諮問をやっている。日本の今の対策を変えるためには、法律上、私どもの食品安全委員会に管理側は諮問をしなくちゃいけないので、今諮問をされたわけで、今度は答申を返すという立場です。

米国の方に関しましては、これは法律上はないんですが、厚生労働省、農林水産省は日米交渉というよりも、条件をいろいろ精査されていまして、もし米国からの輸入の窓口を開けるということになるのであれば、その前に必ず私どもの食品安全委員会にその内容に関してやはり諮問をされて、それに関しては私どもは答申を出して、「それではだめだ」とか、「結構な話じゃないか」とか、そういういろんなことがあると思いますけれども、それは次のステップとしてあり得る話であります。

以上です。どうも。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。

続きまして、諮問の考え方につきまして、厚生労働省の広瀬企画情報課課長補佐よりお願いしたいと思います。

それで、前の方に5つ、6つ、席がございますので、後ろの方で立たれている方いらっしゃいましたら、ご遠慮なくお座りください。

・ 諮問の考え方等の説明  
B S E 国内対策の見直し  
「食品安全委員会への諮問の考え方」

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐

広瀬 誠

ご紹介いただきました厚生労働省医薬食品局食品安全部の広瀬と申します。よろしくお願ひします。

ただいま食品安全委員会の寺田委員長よりご説明いただきましたように、9月9日に食品安全委員会では日本におけるB S E対策について「中間とりまとめ」がとりまとめられ、これを踏まえまして、管理機関であります厚生労働省、それから、この後、農林水産省の方からお話がありますが、両省で国内対策の見直しについて検討し、さらに9月下旬から10月上旬にかけて全国7カ所で意見交換会を開催させていただきました。

その中で、「SRMの除去についてもっと頑張るべきだ」とか、「ピッシングを廃止すべきだ」というような意見をいただいていたし、検査については「検査を続けてほしい」という意見も多数寄せられておりましたが、一方で「やはり検査については見直すべきだ」という意見もありました。そのもとになりますのは、今ご説明いただいたように、人がV C J Dに感染するリスクを下げる上では、検査以外にもSRMの除去というのが非常に有効であるということに基づくものであります。

いただいた意見などをもとに、厚生労働省、農林水産省では10月15日に食品安全委員会に国内対策の見直しについてのリスク評価について諮問させていただいたところです。

本日はその諮問の考え方ということで、少しその背景のことなども含めまして、説明させていただきますと思います。

(パワーポイント2)

B S E問題というのは、そもそもここにありますように、B S Eに感染した牛が肉骨粉になり、その肉骨粉をまた牛が食べることによって、牛の間でどんどん感染が拡大していったと考えられております。B S Eの牛がいたときに、その隣の牛にB S Eが感染することではなくて、プリオンに汚染された肉骨粉を食べたことによって、次の牛に感染するということですので、ここで飼料を通じたB S E牛の肉骨粉の投与を禁止してしまえ

ば、牛の方でどんどん感染が広がるということはありません。この辺は、飼料の安全対策という位置づけになります。

食肉にかかる安全対策の部分としては、と殺、解体すると畜場のところで食肉処理が行われるわけですが、ここで検査及びSRMを除去することで、食肉へのプリオンの汚染を防ぐことができるのではないかとことです。

もう一方は輸入になりますが、ここで入ってくるものについてきちんと清浄な肉が入っているかということで、食肉を通じた人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に感染するリスクを下げられるということになるのだと思います。

(パワーポイント3)

平成13年に我が国で最初のBSE感染牛が見つかった後、10月18日からと畜場で解体される牛の全頭の検査と、同じく10月18日からと畜場での頭部、脊髄、回腸遠位部の除去、焼却の義務化、いわゆるSRMの焼却の義務づけがされております。

これ以降、3年近くになりますが、今年の2月にBSE発生国産の脊柱についても食品使用の禁止になっています。

(パワーポイント4)

BSE対策についてですが、これは後ほどスライドで幾つかお見せできると思いますけれども、まず最初に、と畜場に入ってきた牛のいわゆるSRMといわれる頭部、脊髄、回腸遠位部を除去しています。これは、牛がBSEに感染している、いないにかかわらず、すべて除去し、後ほど焼却というステップになります。

SRMを除かれた肉の部分が、と畜場の中でどんどん処理の過程を進んでいくわけですが、取り除かれた頭部からの試料として延髄門部を取り出し、BSEのスクリーニング検査が行われます。このスクリーニング検査で陰性となれば、処理の進んでいる食肉については流通できるわけですが、陽性となった場合は、さらに確認検査が行われます。

この確認検査の結果が出るまでの間は、この肉はまだと畜場の中でとめ置かれておりまして、検査が陽性となった場合、最終的にはその肉そのものがBSE感染牛の肉ということで焼却されることになります。確認検査の結果、陰性であることが確認された場合に、とめ置かれていた肉が初めて流通にのって行くということで、検査の段階でBSEに感染したと思われる肉については、流通しないような仕組みができてます。

(パワーポイント5)

全国各都道府県で、牛を処理すると畜場は161施設あるわけですが、食肉衛生検査所は

115 機関ありまして、幾つかの衛生検査所で複数のと畜場を管理しているという状況です。この衛生検査所には、現在と畜検査員という方が2,152名おります。

(パワーポイント6)

平成15年7月に食品安全委員会が設置されておりますが、最初の段階からBSE問題については議論がされてきたわけでございます。さらに2月にBSE対策全般について科学的な評価・検証を精力的に進め、先ほどの9月に「中間とりまとめ」が公表されたという状況です。

(パワーポイント7)

「中間とりまとめ」による評価結果のところですが、BSE感染牛が確認される可能性があるが、これらのBSE感染牛が食物連鎖に入り込んだ結果として、人への感染を起こすリスクは、現在のSRM(特定危険部位)の除去及びBSE検査によって、効率的に排除されている」と評価いただいているところです。

(パワーポイント8)

これが各国のSRMの範囲で、日本ではとにかく全月齢について、舌、ほぼ肉を除くところの頭部、扁桃、脊髄、脊柱、腸などが除かれています。ただ、日本の場合は腸全体ではなくて、回腸遠位部の末端のところから2メートルぐらいのところを取り除いているということです。米国では小腸全体、EUでは腸、腸間膜などもSRMとしており、そのSRMの取り扱いについては各国でも若干異なっているところがございます。

これは米国やEU諸国ではもともと腸を食べる習慣がないので、感染の危険性があるところとしては回腸遠位部ですが、もともと食べないので全部SRMにしてしまえということではないかといわれております。

(パワーポイント9)

これが写真になりますけれども、これは牛の頭が逆さに台の上に置かれている状況で、上に乗っているのは舌の部分でございます。この頭部のところ、これが頭、この辺が歯になっております。それから、こちらは脊髄、背根神経節のところでございます。それから、先ほど説明しました回腸遠位部ということで、ここから2メートルぐらいを切り出して、ここはSRMだというような扱いになっている。それから、脊柱といったものも外されるということでございます。

(パワーポイント10)

「SRMの除去の現状」ですが、先ほど「食肉処理における管理要領」を定めておりまし

て、それに基づいて除去されております。当然、専用の容器が使われておりまして、そういったもので保管する。それから、機械、器具については洗浄・消毒をするということ。

S R Mの部分が取り除かれているかどうかについては、と畜検査員がきちんと確認をしているということと、取り除かれたS R Mについては完全焼却ということで、800 以上で焼かれてしまって、プリオンも全部焼けてしまうというようなことでございます。

S R Mの部分については、頭部、扁桃を含む部分、この舌とほほ肉は食用可ということです。舌については扁桃に接触しないように気をつけてとりなさいという指示もされております。回腸遠位部は盲腸から安全率を見込んで2メートルをとっております。脊髄のところは、なるべく背割り前に脊髄吸引除去ということでお願いをしているところで、と畜頭数ベースで現在約9割が実施されているというような状況でございます。その後、高圧洗浄により、さらに汚染を除去というようなことになっております。また、脊柱を除去するとき、背根神経節による汚染を防止するようにしています。

(パワーポイント11)

まず最初に、牛がと畜場に搬入されますと、このように牛は元気にまだ生きているわけですが、スタンガンというようなものを使って、頭のこのあたりにダンという衝撃を与えて、牛を気絶させます。次に、ここにありますがピッシングワイヤーと呼ばれているものですが、その気絶させた牛に入れていって、神経を破壊するということでございます。牛は単に気絶しているだけでですので、ピッシングワイヤーを入れると牛の足が脊髄反射などでバタバタと動いたりします。これで破壊をすることによって、解体途中で牛の足が動くというようなことを防いでいます。

皮をはいたりして、どんどん処理をしていく途中になりますけれども、ちょっと見えにくいかもしれませんが、この先に頭がついていたわけです。このところにある脊髄のところから管を差し込んで吸引除去をして、切断する際にそういうものが飛び散らないよう、あらかじめ除去をしているわけでございます。

それから、こちらの方は洗浄水をかけながら背割りということで、鋸くずの飛散防止などもしている。このように真っ二つに割られるという状況です。

(パワーポイント12)

これが、背割り鋸くずの回収の箱になっております。

こちらは、作業員が脊髄硬膜を入念に除去しているところでございます。

枝肉の洗浄水から、鋸くず片についても回収しています。

(パワーポイント 13)

洗浄後ですけれども、枝肉に脊髓片が付着していないかとか、要するにきちんと取れているかということをと畜検査員がきちんと確認をしているということでございます。

また、刀、器具、長靴等は専用の容器に保管しています。

(パワーポイント 14)

S R M除去についての検証結果ですけれども、検出限界以下の牛を検査対象から外したとしても、現在全月齢についてS R Mの除去を行っていますが、この措置を変更しなければ、それにより人がv C J Dに感染するというリスクが増加することはないのではないかと指摘されており、「全月齢からのS R M除去は継続」するということにしております。

(パワーポイント 15)

「引き続き適正なS R M除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築すべき」ということで、S R Mの除去をするにしても、それがきちんと行われているかどうか、確認をもっと強化すべきではないかというような指摘もいただいております、「と畜場におけるS R M除去状況の定期的な検証をする」ということや、「S R Mによる枝肉等の汚染防止措置の評価方法の研究開発」を進めるというような強化策を考えております。

(パワーポイント 16)

次は各国の検査体制、日本については食肉検査、米国はサーベイランス、E Uはサーベイランスと食肉検査というも兼ねているということでございますが、日本については健康牛、リスク牛はすべてB S E検査の対象ということです。

今後は、20カ月齢以下のものについては、検査の対象から外してもいいのではないかと考えているところです。

(パワーポイント 17)

なぜB S E全頭検査が始まったかということですが、平成13年10月当時は牛の月齢が把握できず、搬入されている牛が何月齢なのかわからない状態でありました。それから、最初の感染牛が見つかった段階で、日本にどのくらいB S E感染牛がいるかということも全くわからなかった状態です。

そのような状況の中で、国内初のB S E感染牛が見つかった直後ということで、検査をした肉としていない肉が流通すること自体に強い不安があり、こういう検査が導入されたということでございます。

(パワーポイント 18)

先ほども見ていただきましたが、「と畜場における B S E 検査フロー」ということで、スクリーニング検査の結果、陰性となれば食肉として流通、陽性となれば確認検査をして、これが陽性となったものについては焼却されるという手順でございます。その検査中のものは当然と畜場外には持ち出しはできないということになっております。

(パワーポイント 19)

これが検査の風景でございますが、先ほどの頭がこの辺にあって、ここに延髄があるわけですが、そのこの門部というところからスパーテルというスプーンのようなもので組織を取り出してきているところでございます。

これを安全キャビネットの中で、たん白質を溶かしたり、濃縮したりとかいう措置をして、さらには検査キットで反応させるということですが、この操作をするのに非常に手間がかかり、4～5時間ぐらいいかかるといわれています。しかも、スクリーニング検査で陽性となってしまった肉は、さらにとめ置かれて動けないというような状態になってしまうわけでございます。

(パワーポイント 20)

現在、B S E の検査に用いられているキットとしてはこういうようなものがありまして、プリオニクスとか、プラテリアとか、いろいろ幾つかあるわけでございます。日本のと畜場における検査に使用可能なキットとしてはこういうようなものを使っているというような状況でございます。

(パワーポイント 21)

確認検査の段階で陽性になった事例です。これはスクリーニングで陽性となったものについて、さらにウェスタン・ブロット法と免疫組織化学検査という2つの方法で確認をしております。

これが多分コントロール群で、このバンドとこのバンドとこのバンドという3つの分子量の異なるバンドが検出されているのがよくわかるかと思えます。

こちらの部分ではこの茶褐色に染まっている部分が、異常プリオンたん白質のところでございます。お手元の資料だと白黒なのでちょっと見づらいかもしれませんが、こういうような感じです。

(パワーポイント 22)

次は「と畜場における B S E 検査結果」でございますが、現在までに 370 万頭ぐらいが

検査されていて、さらに国内では全部で 14 頭が B S E 感染牛として確認されているという状況でございます。牛がそんなに汚染されているという状況ではないということがわかると思います。

(パワーポイント 23)

その 14 頭が確認された年月日と出生年月日でございますけれども、かなりの牛が平成 8 年のところに集中しています。

非定型的といわれていた B S E については若干遅く平成 13 年、14 年のころの出生年月日でございますが、プリオンの量も非常に少なく、ほかのものとはちょっと違うような感じの B S E であったということです。

発生している品種としてはやはりホルスタインが多くて、ここだけホルスタイン去勢牛でございますが、あとはホルスタインの雌ということでございます。

(パワーポイント 24)

やはり出生年度の分布になりますが、平成 7 年、8 年度のものが多いということでございます。

(パワーポイント 25)

これも確認年度とその月齢を示したものでございますが、やはりどんどん後ろに行くにしたがって月齢が上がっていく。やはり平成 7、8 年のころに生まれたもののリスクが高いのかなという状況です。

(パワーポイント 26)

検査に関する検証結果といたしまして、このような評価をいただいております。21 カ月以上の牛については現在の検査法により確認される可能性があるということでございます。

(パワーポイント 27)

今のようなことと、この 2 つのことを考慮に入れるべきだということで、21、23 カ月齢で発見された B S E 感染牛における異常プリオンたん白質の量が非常に少ないということ、350 万頭に及ぶ検査をして 20 カ月以下が見つからなかったという 2 点から、検査対象月齢としては 21 カ月齢以上とすることが適当ではないかと考えている次第でございます。

(パワーポイント 28)

研究についても引き続き継続するということにしています。「プリオンの高感度・迅速検査法の開発」ですとか、「B S E に関する感染牛由来材料及び実験動物を用いた感染及び発

症機構の検討」、「と畜時の食肉汚染防止法の検討」などを引き続き研究するというようにしております。

(パワーポイント 29)

検査法については、やはり検出限界があるということなので、それを改善するというのと、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべきというようなご指摘をいただいておりますので、これらについても、「高感度・迅速検査法の研究開発」、「BSEの感染メカニズムの解明」などを引き続き進めていくこととしております。

(パワーポイント 30)

リスク管理機関の方針といたしまして、食品安全委員会の評価や検証結果を尊重しつつ、諮問させていただいております。

リスクコミュニケーションを通じて各方面の意見聴き、10月15日に諮問させていただきました。それについては、SRMの除去の徹底、検査月齢を21カ月齢以上とすること、研究をさらに推進するというところで諮問させていただいたところでございます。

(パワーポイント 31)

これが諮問書の写しでございます。ちょっと小さくて見づらいかと思いますが、これと同じものが参考資料で本日ついておりますので、詳細をごらんになりたい方はそちらの方を見ていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。

続きまして、農林水産省姫田消費者情報官よりお願いいたします。

## BSE根絶のための飼料規制について 「食品安全委員会への諮問の考え方について」

農林水産省消費・安全局消費者情報官

姫田 尚

ご紹介いただきました農林水産省の消費・安全局消費者情報官の姫田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、寺田委員長、あるいは広瀬補佐からお話がありましたように、今までのBSEの対策を講じてきて、今回BSEの「中間とりまとめ」にしたがいで、その内容について厚生労働省と一緒に私ども農林水産省も食品安全委員会に諮問したところです。

まず、BSEのリスクを下げる方法としては、今厚生労働省の方からお話をしました、検査をするということ、SRMの除去をするということ、私どもの方でやっております飼料の安全性を高めるということ、この3つがございます。特に飼料の安全性を高めて、我が国の牛からBSEを全部根絶してしまおうではないかということ。要するに我が国の牛にBSEがいなければ、検査はもっと少なくても済むだろうし、SRMの除去も厳しさを緩和しても大丈夫だろうということになりますので、検査、SRMの除去、我が国の牛からのBSEの根絶というこの3つのセーフティーネットを強化することによって、皆さん方、国民の安全というものをつくっていけるということです。

ですから、「SRMさえ除去してしまえば安全です」という方、あるいは「全頭検査をしないと安全じゃない」という方、それぞれそうではなくて、SRMの除去をするということ、検査をすること、牛からBSEを根絶してしまうことで、99.99%かわかりませんが、それぞれのことによって安全性が高まっていくということ。それを3つ重ね合わせることによって、国民の安全が守られると考えております。

(パワーポイント2)

これは、先ほどからもお話があったように、BSEの発生の経緯ですので、見ていただいたらということです。

ただ、ここで8頭目、9頭目というのがございます。残念ながら平成13年10月、平成14年1月生まれということでございまして、実は我が国で初めてBSE牛が発見されたのが平成13年9月でございます。10月に現在の対策を打ったわけでございますので、

その後生まれているということで、我々農林水産省といたしましては、BSEの現在の飼料対策というのは完全だと思っていたわけですが、やはり完全ではない。何か、どこかにアリの一穴があるのではないかとということで、食品安全委員会からの評価も、さらにこういうことについてのご指摘もございましたので、強化していこうということにしております。

(パワーポイント3)

これが、「世界のBSEの発生状況」ということでございます。

一番新しいのはアメリカですが、ご存じのように昨年12月に発生しております。ただ、これはOIEという国際獣疫機構のホームページからダウンロードした地図なんですけれども、実はOIEにはアメリカが白く抜けております。というのは、アメリカで12月に確認された牛はカナダ産の牛でアメリカに持って来られたものだということでございまして、一般的な海外のもので生じた国ということです。

ただ、今年の1月に私どもや食品安全委員会、厚生労働省の科学者が行って意見交換したこと、アメリカが招請された国際的な調査団の評価についても、カナダとアメリカの間では肉骨粉も牛もかなり行き来しているということですので、日本国としては北米で2頭起こっていると考えております。ですから、アメリカも発生国だと考えております。当初アメリカは発生国だといっていました。最近自分たちは発生国ではないという言い方もしておりますが、私どもとしてはアメリカも発生国だと考えております。

(パワーポイント4)

大量に発生いたしましたイギリスやアイルランド、スイス、こういう国で多く起こってございましたけれども、最近はだんだんと下火になってきております。世界のいろいろな国で少しずつ起こってきているということでございます。

(パワーポイント5)

発生状況ですが、これは対数グラフなので余り差がないように見えますが、イギリスは18万4,000頭、アイルランド、フランス、ポルトガルは1,000頭前後ですが、日本は14頭ということでございます。

ここにもアメリカが出てきていないんですけれども、カナダが3頭という形になっているということでございます。

(パワーポイント6)

「BSEの原因究明」ということで、トータルで14頭出ておりますが、それぞれの原因

究明しておりますが、残念ながら結果論といたしましては、最終的な感染原因については究明できなかった。これはいいわけをするわけではないですけれども、世界中すべての国で感染原因が究明できた国はないということで、18万頭出ているイギリスでも感染原因がわかっていないということで、現在の日本の14頭程度ではまずわからないだろうということが1つあります。

それから、もう1つは、資料の保存期間が前の飼料安全法では2年間ということになっていました。これは、通常BSEなどを考えないで、2年間保存しておけば十分わかるだろうということだったんですけれども、BSEは潜伏期間が平均5年というようなことでございますので、相当長い間の過去のことを追跡しないとわからないということです。ですから、今の法律は改正いたしまして、資料の保存期間は8年としましたけれども、現在発生している牛については当時感染したと思われるような時期のデータがないということでございます。

それと、もう1つは、14頭のすべての農家に共通することなんですが、肉骨粉をみずからの意識として給与したことがないということ。そして、農家のデータを調べても、明示的に肉骨粉を給与されたことがないということ。

もう1つは、発生した農家に供給している牛用飼料の製造工場においても、明示的に肉骨粉を入れたことはないということでございます。

そうすると考えられるのは、牛用飼料の製造、輸送段階の意図しない混入による感染の可能性が考えられるということです。具体的にどういうことかというのは今からご説明します。

(パワーポイント7)

感染源としてはこの3つが考えられるだろうということがいわれております。

これは1980年代にイギリスから輸入された牛の中にBSEの感染牛がいて、これが肉骨粉となって国内で回ってしまっ、国内牛が食べてしまっ、この牛が再び肉骨粉となって、感染源となった可能性が1つあるだろう。

もう1つは、1980年代に、まだ人間がBSEにかかるとは思っていなかったころですけれども、そのころに輸入されたイタリア産肉骨粉に含まれていたBSEの病原体、イタリア産の肉骨粉はどれも処理が十分行われていなかったような様子があります。そういうものに含まれていたBSE病原体により、これを国内牛が食べて、その牛の肉骨粉が感染源となった可能性がある。

ただ、この2つとも、えさ工場がこれをやったということにはなっておりません。1990年以降もえさ工場は通達で肉骨粉を牛には給与してはいけないということになっていたのので、肉骨粉を給与したことにはなっておりません。

もう1つ考えられるのは、新聞ではこれではないかといわれていたもので、代用乳説ということですが、「オランダ産の動物性油脂については、使用された油脂は精製度も高く特定部位由来の動物性たん白質が混入していた可能性は低いなどから、汚染した可能性は低い」。これは共通に使われていた代用乳があります。その中にオランダ産の動物性油脂が入っていたわけなんですけど、同じ油脂を使ったオランダでも発生していないということ。それから、これは「精製度も高く」ということで、たん白質も混じっていないものだったので、この可能性は低いというので、検討委員会の科学者の先生方からも否定されております。だから、可能性としてはこの2つだろうといわれております。

(パワーポイント8)

それがどういうふうに感染したのかということなんですけど、えさ工場でもやっていない、農家でもやっていないということで、どういうことかということ、可能性としては、「配合飼料工場における配合飼料の製造・配送段階において牛用飼料に交差汚染した可能性」。この時期においては、豚や鶏には牛の肉骨粉を与えてもよかったわけなんです。要するに「牛の肉骨粉を牛にやってはいけない」ということをいっておりました。そうすると、同じえさのラインの中で豚や鶏のえさをつくって、その後牛のえさをつくると、その牛のえさの中に混じるだろう。あるいはえさの輸送車、バルク車といいますが、豚や鶏のえさを運んだ後、次に牛のえさを運ぶというようなことが起こりますので、そのバルクの中で混ざる可能性があるということで、そういう牛用飼料に交差汚染した可能性があるのではないかということです。

それから、「動物性油脂については、代用乳の原料として添加されているが、これを直接感染経路として結びつけるには難しい面がある」と、これは先ほど申し上げたとおりです。

(パワーポイント9)

輸入については、発生国からの牛肉をとめましょう。あるいは発生国からの生きた牛の輸入もとめましょう。それから、発生国、非発生国を問わず、肉骨粉については輸入をとめましょうということをしております。

それから、国内でも肉骨粉製造工場で作られた肉骨粉はえさ工場には回さない。ですから、えさ工場からは肉骨粉を使わないえさが牛の農家に運ばれるということになります。

それから、農家からはそういうものが入っていないきれいな牛が行くことになりますけれども、たまたま感染していれば、検査によってアウトになります。

特定危険部位についてはと畜場で焼却するか、あるいは肉骨粉にしてから焼却します。なぜ肉骨粉にしてから焼却するかというと、先ほど写真にあったような牛のSRMは水分が大量に含まれていますので、と畜場で焼却しますと水を蒸発させるのにかなりのコストがかかります。ですから、一たん肉骨粉にしてから焼却してしまうということの方が、コスト的に安いので肉骨粉にして焼却しているわけです。肉骨粉製造工場が怪しいということではなくて、牛や特定危険部位のラインは別のラインになっております。ですから、豚や鶏のラインとは別のラインになっていますので、残念ながら牛の肉骨粉は焼却するためだけにつくられているということです。この方がコストが安いということで、そういう流れになっております。

(パワーポイント10)

先ほどホルスタインばかりに起こっているのではないかというようなことがありましたので、乳用牛のライフサイクルと肉用牛のライフサイクルを少し比べてみましょう。

まず、乳用牛はお母さんのおっぱいを生後3～5日間だけもらいます。これは人間も初乳の中に移行抗体ということでお母さんの免疫が赤ちゃんに多少移るものがありますが、人間の場合は胎盤を通じて血液でほとんど移っていきます。ただ、牛の場合は胎盤を通じて移る移行抗体はほとんどありませんので、免疫はお母さんの初乳からほとんど移っていきます。ですから、3～5日はきちんと飲ませます。

この後5日以降はどうするかというと、人間が飲むので赤ちゃんに上げられません。ですから、赤ちゃんには代用乳というものを生後1カ月ぐらい与えます。脂肪とホエー、チーズのかすのようなものでつくったもので、人間の調整用粉乳、人間の赤ちゃんミルクに大体似たものだと思っていただけたらいいかと思います。

次に、人工乳というものを6カ月まで与えます。これは、人工乳といっていますけれども、幼畜用の配合飼料です。それをだんだんこっち側にふやして行って、本来牛が食べる牧草や乾牧草やサイレージや配合飼料に移していくということになります。

それから、牛は16カ月になると人間でいうと中学生ぐらいですから、種つけをしまして、26カ月になると赤ちゃんを産みます。これは人間も同じなんですが、赤ちゃんを産まないとおっぱいを出しませんので、必ず妊娠させて赤ちゃんを産ませて、それで搾乳する。それを何回か繰り返しているということです。

ここで4産と書いてありますが、6～7年使います。実際は能力が低い、余りおっぱいを出さない牛を2産か3産で淘汰してしまっていて、いい牛は5産、6産ぐらいまで延ばして、平均として4産ぐらい、6～7年ということになります。

(パワーポイント11)

乳用牛の飼料の給与構成ということですが、半分ぐらいが先ほどいった乾牧草やわら類です。40%ぐらいが配合飼料です。あと、植物油とか、かす類、これは大豆かすとか、植物油を搾ったかす類ですね。穀類が少しあります。その他というのは、いろいろな混合飼料ということで、ビタミンとか、そういうものを含めた飼料が入っています。

(パワーポイント12)

一方、肉用牛はおっぱいを出荷しませんので、ずっと母乳が出ている間は子どもに飲ませます。ただ、肉用牛は余りおっぱいが出ませんので、3～4カ月になると子どもの栄養が足らなくなってくるので、離乳してしまいます。

これは雄の去勢牛が書いてありますが、肥育用のものですが、余り若いときに太ってしまいますと、その後の太りがよくないということで、最初に牧草、ふすま、ヘイキューブ、こういう余り栄養のないものを与えます。これは配合飼料ではないので、配合飼料工場ではつくりませんので、感受性の高い時期に配合飼料などを与えていないということが、今まで出ていない原因になっているのではないかと思います。

雌の場合はこの牧草、ふすま、ヘイキューブ、あるいは稲わらが一生続きまして、雌については配合飼料を与えません。太り過ぎの肉用牛のお母さんは子どもをなかなかつくれなくなってしまうので、痩せたお母さんの方がよく子どもができるので、太らせないようにそういう配合飼料は与えません。

(パワーポイント13)

「飼料規制の基本的考え方」ということで、「BSEの感染源となりうるものの飼料への利用の規制」というようなことをいっております。要するにBSEの感染源になるような可能性のあるもの、肉骨粉を牛用飼料への利用を禁止しよう。

ただ、魚粉とか、動物性油脂といっておりますが、魚粉の中に牛の肉骨粉が混じってしまいますと、DNA検査する以外にはわかりようがないので、現実に混じっている例がよくあります。港で魚を揚げたところで作る魚粉を原材料とする魚粉もありますけれども、スーパーとかで買った場合は、どうしても魚屋さんだけではなくて肉屋さんのかすも入ってくるということになりますので、魚粉の中に牛の原料が混ざっている可能性がよくあり

ます。これは輸入品もすべてそうなので、魚粉については原則的に禁止しています。

動物性油脂については、先ほど否定されていますが、念には念を入れてという意味で、禁止しているということにしております。

それから、「牛用飼料とその他の飼料の分離」ということで、先ほど交差汚染があったんだということなので、牛用飼料の製造、保管、輸送をきちんと分離しようという、この2つの対策。要するに感染性の可能性のあるものを禁止するということと、交差汚染を徹底的にとめようという2つの対策をしております。

(パワーポイント 14)

牛の肉骨粉を牛にやらなければ、ここの×だけさえやれば本当は科学的にはいいわけなんですけれども、交差汚染を防止するために、牛の肉骨粉、獣脂かすは、牛、豚、鶏、魚には一切与えない。全部燃やしてしまうというのが現在の考え方です。

そして、チキンミール、フェザーミール、動物性油脂は感染性はないんですけれども、鶏の肉骨粉やフェザーミールも見た目は余り変わりませんので、万が一混ざっているといけないというので、牛には与えないでおくということです。ですから、チキンミールやフェザーミールは豚や鶏や魚には与えていいよということにしているということです。

動物性油脂についても同じようにしております。

それから、今、豚、馬については、豚、鶏、魚には与えられないようになっておりますが、これは食品安全委員会の方から評価いただきまして、現在作業中ですが、これについては解除していこうとしています。これは現実にこの部分だけで焼却するのに毎年60億円ぐらいお金がかかっておりますので、税金のむだ使いだろうということで、十分にきちんと混ざらないということを前提にして、これは解除する方向にしております。

(パワーポイント 15)

これは1つのえさ工場で牛用飼料と豚・鶏用飼料をつくっている例ですが、その場合、今までは1つのラインでつくっていたのですが、今回は隔壁を設けて完全にラインを分離してしまおう。原料や製品の出入り口も完全に分離してしまうということにしております。

今年の3月現在で大体半分以上の工場でこうなっております。来年の3月にはすべての工場でこのように分離できるようになっています。これは国の補助金が入っておりませんが、えさメーカーだけが300億円ぐらいのお金をかけて分離してくれております。現実にはこういう形にしないで、全く豚・鶏専用にしてしまおうとか、全く牛専用にしてしまおうというような工場もかなりできてきております。

(パワーポイント 16)

日本における牛海綿状脳症対策ということで、食品安全委員会から「中間とりまとめ」をいただいたのですが、「飼料規制の実行性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要」。ここは私どもには耳の痛い話ですが、「若齢のBSE牛が確認されたことも踏まえ」ということなので、リスクは極めて小さいけれども、規制後も若齢牛のBSE牛が出ていることも踏まえ、より厳しくしろということでございます。

(パワーポイント 17)

現在は海外から輸入される肉骨粉を動物検疫所でチェックしております。それから、レンドリング工場から配合飼料工場に行かないように焼却しております。もちろん農家にも行かないように焼却しております。

都道府県には卸売店の監視をしていただいております。肥飼料検査所は突然の立ち入り検査をやっております。配合飼料工場に事前に通告なしで立ち入り検査をしております。

(パワーポイント 18)

現在のところ、輸入業者の届け出に際し、輸入しようとする飼料の種類を届け出ることとされていますが、混合飼料、混ぜた飼料については「混合飼料」という届け出だけで、今まではOKになっていました。

ただ、その混合飼料の混ざった飼料の原材料の種類まで届け出を義務づけていない。これは、先ほど乳牛のところでお話ししました1%ぐらいそういう混合飼料とか、プレミックスがありますといったのですが、そういう飼料について届け出を義務づけていないので、こういう飼料についても原材料の種類について把握して、輸入業者に禁止原料の有無を検査できる仕組みをつくらうということが今回の諮問の内容です。

(パワーポイント 19)

販売段階でということで、先ほど申し上げたように、今までは卸売業者については届け出を義務づけていましたけれども、小売業者については、特にホームセンターで売るものなどについては届け出の対象から除外しておりました。ただ、こういうものについても、少しのえさなんですけれども、やはりきちんと現状を把握して、その混入防止のために監視・指導ができる仕組みをつくらうということで、例えば豚、鶏用のえさを買って帰って、牛に給与してしまっはいけないというようなこともありますので、そういう仕組みをつくっていかうということです。

(パワーポイント 20)

3つ目ですが、農家に対しての監視・指導が必ずしも十分ではないのではないかということで、農政局など、和歌山ですと農政事務所の農家に対する巡回指導をやろうということ。都道府県についても、農家に対する指導を強化していただこうということがございます。

(パワーポイント21)

これは先ほどの図ですが、今、赤で出てきました肥飼料検査所が混合飼料の飼料原料についても見ましょう。都道府県が小売店や農家に指導しましょう。地方農政局や農政事務所が農家に指導しましょうというような対策を立てて、アリの一穴をふさごうということを考えております。

(パワーポイント22)

こういうことが確実に行われているかということをチェックする必要があります。「農家段階におけるリスク牛のサーベイランス」ということで、常々我が国でBSEの状態がどうということかということを検査していこうということです。

この牛は中枢神経症状、怪しい牛ですね。中枢神経症状が疑われる牛、ダウンナー牛とかいわれるんですが、こういうもの。あるいはBSE感染牛と一緒にいた牛、同じえさを食べていた牛。一緒にいただけではうつりませんので、同じえさを食べていたと考えていただければ。それから、死んだ牛。ほかの病気で死んだ牛。これはもともと全部食べ物やえさにはならない牛です。ですから、安全という面では、既にえさや食べ物に回っておりませんが、これを検査していきましょうということで、平成15年度から死亡牛についても24カ月齢以上の全頭をやることにしております。一部準備ができていなかったところがございますので、平成16年度から全部やっております。平成16年度5万4,000頭というのは、9月末までですので、24カ月齢以上の死亡牛すべて10万頭以上が検査されることになります。

ここが入っていないのは、まだ数字がわからないということで、しっかりとした数字がここにも入ることになります。

ここで去年1頭、これは9月までですので、今年には既に10月にもう1頭出ているということで、これがずっと出てこなくなれば、我が国もBSEが清浄化されたということになると思っておりますので、このBSEの清浄化に今後とも努めてまいりたいと思っております。

以上、簡単でございますが、ご説明にかえさせていただきます。ご清聴ありがとうございます

いました。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。

それでは、これより10分ほど休憩とさせていただきたいと思います。

冒頭申しましたように、この間に、もし事前にご質問等、ご意見等がございました場合には、質問用紙にご記入の上、受付の方に提出いただければと思います。

それでは、10分後ということで、13分あたりから開始したいと思いますので、よろしくをお願いします。

## 休 憩

### (3) 会場参加者との意見交換

司会(藤本) それでは、休憩時間が過ぎましたので、意見交換会の方に移らせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

10分間の間にいろいろご質問等いただきまして、ありがとうございました。まだ全部手元に届いていないんですけども、いただいたものを含めながら、議論を進めさせていただきたいと思います。

その前に、こちらに並んでおりますけれども、意見交換に出席しております私どもを改めてご紹介させていただきたいと思います。私の左隣から事務局で評価調整官をしております富澤でございます。寺田委員長。厚生労働省の広瀬企画情報課課長補佐。農林水産省の姫田消費者情報官でございます。

これからの進め方でございますけれども、今いただいているご意見を見ますと、非常に幅広い分野にわたって、ご意見、ご質問をいただいております。大まかに分けまして3つぐらいの要素があるのかなという形で、話題を3つぐらいに分けまして、順次意見を交換させていただければと思います。

まず1つが、BSEの評価、あるいはBSEに関係するような基礎的な知見に関するようなものについてを中心としたものでございます。

2つ目には、実際にリスクを低減するためにいろいろな管理措置がとられていますけれども、例えばSRMの除去とか、検査の問題等々についての分野のもの。

最後に3番目のものとしまして、今後の管理措置の変更についてというふうな形で進め

させていただければと思います。

今回、食品安全委員会で「中間とりまとめ」をとりまとめましたのは、あくまでも国内対策ということで、日本におけるBSE対策をどういうふうな形で行ってきたか。また、その対策の効果はどうだったかということを検証しておりまして、厚生労働省、農林水産省の方から諮問いただいているものの、あくまでも国内対策ということでございますので、今回の意見交換会は国内対策を中心にということで考えております。

ただ、どの会場でもそうでございますが、実際に今も手元に届いているご質問、ご意見の中には、アメリカからの牛肉の輸入再開の問題についてのご意見もございます。皆さん、そちらの方にむしろ関心が高いということがございます。その点につきましては、先ほどの1、2、3のうちの3番目のところで取り扱いさせていただきたいなと思っております。

それと、これから具体的にいただいたものにできるだけ沿いながら進めさせていただきたいと思っておりますけれども、あわせて関連でいろいろ具体的に追加のご質問がある場合、挙手をいただいて、ご発言いただくような形で進めさせていただきたいと思っております。

その場合、恐縮でございますが、発言される方は挙手の後、お名前をいただきたいと思っておりますし、あわせて可能であれば、どういう立場で、あるいは所属とかいったことも教えていただければと思います。それと、できるだけ、皆様多くの方とディスカッションできればと思いますので、こちらの方もできるだけ手短にやりたいと思っておりますけれども、ご意見、ご質問は2分以内でお願いできればと思います。つきましては恐縮でございますけれども、1分40秒ぐらいたったところで1回ベルをチンと鳴らしますので、そのあたりでちょっとまとめていただいて、2分以内で終わっていただく。2分過ぎた場合は、恐縮ですがチン、チンと2回鳴らしますので、そこはあらかじめご了承いただきたいと思っております。

それでは、具体的にBSEの科学的な知見の関係で議論をまず進めさせていただきたいと思っております。

たまたまぱっと目についたところからお話しさせていただきますと、BSEプロパーということではないと思うんですけども、農林水産省の方から乳牛とか、肉用牛のライフサイクルについていろいろご説明がありました。それと、BSEの感染原因についてもご説明がありましたけれども、その辺に派生するようなご質問で、「交雑牛についてのライフサイクルについてはどうなっているのか知りたい」ということがありましたので、その点が1点と、あと、感染源がわからないということで、これは施策にも今後影響することだとは思いますが、「今後とも感染源の究明に努力が必要」というご指摘がありました。

また、「あわせて他国での状況がわかれば、情報提供をお願いしたい」ということがございましたので、交雑牛のライフサイクルの話とともに、感染源の究明の関係で、もしつけ加えるような点がありましたら、農林水産省、よろしくをお願いします。

姫田消費者情報官 交雑種は乳牛の雌に和牛の雄の種をつけるものです。ですから、考え方では先ほど乳牛の雌のライフサイクルを説明しましたが、乳牛の雄、去勢牛のライフサイクルと同じです。

先ほど和牛のライフサイクルを出しましたが、あれとほぼ似ております。ただ、お母さんは乳牛なので、子どものときはお母さんのおっぱいではなくて代用乳を飲むということになるかと思えます。そして、人工乳を食べて大きくなっていくということになります。ただ、余り人工乳というような濃厚飼料は初めのうちは食べません。それから、乳用牛と比べまして、肥育期間が少し長くなります。

感染原因について、私どもはまず7頭目までとりまとめた後、現在14頭目まで、それぞれの都道府県のご協力をいただきながら、感染原因のすべてについて究明しているところでございます。残念ながら、ある程度とりまとめられるようなデータというところになっておりませんので、まだ「中間とりまとめ」という形にはなっておりませんけれども、今後とも積極的にやっていきたいと思えます。

他国ではということですが、先ほどもお話の中で申し上げたように、感染原因というのは、どううつってきたかということで、プリオン専門調査会の金子先生もいっておられましたけれども、「肉骨粉説」といっておりますけれども、「肉骨粉説の『説』はとってもほぼ大丈夫だ」といっております。肉骨粉が原因だというのは確実ですけれども、どういう感染原因かというのがわかった国というのは今のところありません。

司会 感染源の関係で、幾つかこんなご指摘もありました。

母子感染の例があるのではないかといったようなことが1点。

それと、先ほどのお話に続くのかもしれませんが、「イギリスでは牛への肉骨粉の給餌を禁止して随分年月がたっているのに、いまだにBSE感染牛が出ているというのは、どういう理由なのか」というご指摘も具体的にいただいております。

母子感染の例と、BSEの感染牛の件で、済みませんが、もう一度補足いただけますか。

姫田消費者情報官 母子感染については、一時イギリスで報告されたと思えますが、その後否定されております。母子感染については、OIEでもないということです。ただ、お母さんと子どもが同じえさを食べるせいで、お母さんも子どももかかってしまうという

可能性はあるので、そういう間違っただけの報告がされたと聞いております。

先ほどの我が国における予期せぬ交差汚染と同じで、イギリスでわかっただけで毎年数万頭ですけれども、最盛期には多分何十万頭という牛が起こってございましたが、昨年度で1,400頭ぐらいになっております。これは、まだ交差汚染があるということで起こっている可能性があります、それも今ではなくて数年前に感染したものですので、今年は多分1,000のオーダーを割るのではないかとわれておりますけれども、イギリスも急激に効果が上がっていると考えられます。

司会 追加でご質問いただいた中で、「平成13年9月以降に生まれた牛でBSE発症があったことについて、どういうふうに考えるのか」という質問がありました。これは、先ほど農林水産省の方から話があったかと思うんですが、今もイギリスの例の話もあったような形で、これもはっきりはしないんですけれども、今後交差汚染なんかについての対策をしっかりとやっていくというようなことなのかなと思います。そういうことでよろしいですか。

姫田消費者情報官 むしろ、これは先ほど私が説明したすべての内容がこのためということでご理解いただきたいと思っておりますが、要するにそういうことが起こったので、アリの穴があったはずなので、もっと徹底的に探し出して、今は埋めたつもりということです。

司会 大体基礎的な知見のところは、今ざっと見させていただいて、こんなところなんです。加えて、あるいは今の説明でもよくわからないということで、何か追加の質問、あるいはご意見等、今の関連でございますでしょうか。どなたでも結構ですので、もしおありであれば挙手いただければと思うのですが、よろしゅうございますか。

それでは、具体的な措置の関係に移りたいと思います。1つは検査の関係で、日本の場合は全頭検査ということをやっているわけですが、「BSE検査では残念ながらすべてがわかるわけではなくて、検出限界があります」というような形で今回の「中間とりまとめ」で指摘されているところでございますけれども、具体的にどういうことで、例えば「20カ月では検査でわからないということがなぜいえるのか」とか、具体的な今後の措置としては、「検査方法の限界を低めるような研究開発が必要だ」といったご意見もいただいております。

また、措置との関連になってくるんだらうと思うんですけれども、「20カ月以下のBSE感染牛が検査によって見つからないというのであれば、そもそも食用に回すべきではな

いのではないか」というご指摘もいただいております。

まず、食品安全委員会の方から、「中間とりまとめ」の関連から、BSE検査の検出限界がどのようなところにあるのかということ、委員長の方からもご説明がありましたけれども、もう一度少しかみ砕いてご説明いただきたいと思います。それと、「中間とりまとめ」では、検出限界以下の牛の扱いについての考え方が示されているのかどうかというあたりも、もう一度ご説明いただけたらと思います。

富澤評価調査官 まず、これまでの「中間とりまとめ」は、今行っているリスク評価とはちょっと異なりまして、先ほどもスライドにありましたけれども、過去の事実についてわかっていることと、わかっていないことを明確化するという内容を書いたものでございます。

20カ月以下で見つからないという事実を書いたものでありまして、それについて見つかるか、絶対見つからないとか、そういうことをいったわけではない。それで、20カ月で見つからなかったという事実はなぜかということ、多分こういうことだからだろうということ、2つでいわれている。

1つは、今まで全頭検査を350万頭やってきて、若齢牛はそれよりちょっと少ないわけですけれども、その中で21カ月という他国でも見られないような非常に若い月齢が1つ見つかった。すごくたくさん数をやって、わずかに1頭見つかったということ。先ほどスクリーニング検査というのがありましたけれども、スクリーニング検査でも見つかる限度というのがありますよね。そのプリオンの蓄積量が、その限度ギリギリのところまで引かかっているということです。もっと年をとった、例えば5歳とか、6歳の牛は検出限界よりもすごく高いところにあるわけですけれども、21カ月、23カ月というのは、検出限界すれすれで、もうこれ以下になると見つからなかった。年をとればたくさんプリオンを食べますけれども、年が若かったので検出限界すれすれだった。そういう事実から、20カ月以下は見つからなかったのではないかということがいわれているわけでありまして。

今後のプリオン専門調査会ですけれども、その事実を踏まえて、それでは20カ月以下の牛について、感染するリスクはどのくらいあるのかというのは、今審議している最中でありまして。審議がまとまって、プリオン専門調査会、食品安全委員会でご承認をいただいたときには、そのリスクがどれくらいあるのかということ踏まえて、検査月齢について報告していただくというような形になるかと思っております。今申し上げているように、検査の頭数と、非常に微量でもうかすかすだったという根拠から21カ月が一番若いのではないかと

いう議論が中身にありました。

以上です。

司会 ありがとうございました。

具体的な諮問の事項ともかかわるんですけれども、厚生労働省の方に検査の関係で、追加的にご説明いただこうかと思うんですが。

まず1つは、先ほどもご指摘があったと紹介させていただいたんですけれども、「限界があるにしてもそれを低めていくために、BSEの調査とか、研究をより進めてほしい」という趣旨だと思うんですが、諮問との関係、あるいはこれまでの取り組み等々の関係で、BSEの調査、研究についての補足をしていただければと思います。

それと、今回の諮問というよりは、既にいろいろ報道されていることとの関連ということだと思うんですけれども、経過措置として、各県の方で検出限界以下のものについてもBSE検査を独自にやっていくという表明がなされているということに関して、何人かからご質問、ご指摘をいただいております。具体的には、例えば「各都道府県が別々に行うのか」とか、「検査の時期は決まっているのか」とか、「その検査方法はどのようなのか」とか、そういったあたりなんですけれども、経過措置の取り組みのことについても、あわせてお話しいただければと思うんですが。

要は2つありまして、1つはBSEの検査の研究、開発の点、2番目に経過措置でということで、各都道府県が全頭検査に取り組もうとしているようなんですけれども、その方法的なものとか等について、補足していただければと思います。

広瀬課長補佐 研究開発につきましては、先ほどもスライドでご説明させていただきましたが、今回20月齢以下を外しているというのは限界以下ということで、恐らく今の検査法では検出できないのではないかと考えているからでございますが、それについてはさらに高感度の検査法というものを開発することによって、より高い感度で検出できるような方法ができてくれば、もっと若い牛も検査できるのではないかとということで、研究を進めていくことにしているのが1点と、そのほか、と畜時における食肉の汚染の防止についてどんなことができるのかという研究ですとか、そういう研究をもっと進めていくということでございます。BSE自体わからないことが多いので、さらにBSEの研究を進めることによって、さらなる安全対策が講じられるのではないかと考えております。

それから、もう1点。経過措置の件でございますけれども、現在検査月齢を全頭というところから、新たに21カ月齢以上を検査対象とするような方向で見直すというような考え

方を厚生労働省として示させていただいたところです。そういった新たな措置に切りかわるときには、世の中の混乱などを緩和するということで、緩和措置として経過措置が設けられているということです。この間、当然リスクコミュニケーションなども通じて、この中身については皆さんといろいろ意見交換をしながら、お互いの理解を深めていくことにしています。

実際どういう時期に検査するのかということでございますが、検査の仕組み自体は本日説明させていただいたものと基本的に変わりません。牛が検査できるときというのは、と畜して頭を切り落とした後に、頭の側にある延髄門部というものを取ってこないと検査ができませんので、当然と畜時に検査をすることになります。

各県別々にやるのかということでございますが、現在もと畜検査自体は各自治体にあります食肉検査所の方でされておりますので、それが引き続き行われていくということかと思えます。当然それに対して、国からの補助というものも、当面の措置として予定しているという状況です。

司会 ありがとうございます。

都道府県等が独自にBSEの検査をやったこととの関連だと思っんですけども、「BSE検査済み」といった表示の関係で、「そういった表示をするようなことが出てきた場合、どういうふうな対応になるのだろうか」というご指摘がお2人ほどからございます。この点について、農林水産省の方から何かご説明ありましたら、よろしくをお願いします。

姫田消費者情報官 BSE検査ということは事実ですので、「BSE検査済み」と書くことはできます。ただ、「検査済みですから、安全です」と書いた場合、当然この後、食品安全委員会の方で評価いただきますが、検査済みのものも、検査していないものも、安全性については同じように安全なものですから、それを「検査済みですから、安全です」といったら、検査済みでないものが安全でないということになりますので、優良誤認ということになります。ですから、「安全です」という書き方はできません。

要するに「和歌山の南高梅はおいしいです」と書くのはいいんですけども、「ほかの南高梅と比べて安全です」ということは、ほかの梅が安全でないように思われるので書けないということなので、「おいしい」というのは事実で、主観的なものですから書くことはできませんが、「安全です」という書き方はできません。

この後もきっとお話が出ると思いますが、原産国表示については厳しく取り締まっていくということはこれからも続けていきたいと思えます。

司会 ありがとうございます。

BSE検査の関連でいただいたものを、私が見たところ、大体そんな感じなんですが。

一方で、「全頭検査よりもSRMの除去の方が大事だということで、それを優先したことを考えるべきだ」というような意見もいただいております。そちらの方に今度は話題を移したいと思うんですが、その前に、今までのBSEの検査の関係も皆さん関心があるかと思うんですが、今の関連ないしは事前に用紙で出していた以外のご質問、ご意見ございましたら、どなたでも結構です。

まず、女性の方。

斉藤 済みません。斉藤ジュンコといいます。主婦です。

今、20カ月というラインが引かれたのですが、クローンという牛、ドリーとかを見てみると、ゼロ歳から生まれた牛に比べて、親の持っているたくさんの病気の菌とか、例えば親牛が3歳だったら3歳までに持っているものを既に持って生まれている。だから、ドリーとか、クローンの牛とか、クローンの動物は非常に短命であるということを書いた本を読んだんですけども。

今はBSEに感染していない親から生まれた牛は、仮に20カ月で微量であるために検出されないとしても、親がちょっとずつ備蓄をして子牛を産んだ場合、ゼロ歳からまっさらで生まれた子牛と違って、体内に持って生まれている子牛であれば、20カ月以前に見つかる可能性もあるんじゃないかということをしごく思います。まだ起こったばかりの10年そこそこの病気ですから、現在のところはそういうふうにいえるかもしれないけれども、今後ずっと20カ月からゼロというのはどうかなということ。

それからもう1つ、検査方法についてですが、ヨーロッパではウェスタン・ブロット法という24時間かかる検査をしているが、日本は5時間でできるELISA法をやっているということを読んだんですが、検出の度合いはどうなのかということを知りたいと思います。

司会 わかりました。

今のは2点ほどあって、1点目がプリオンをため込んだ雌牛から生まれる子牛で20カ月齢以下で検出される可能性があるのではないかということ。2点目は、日本ではウェスタン・ブロット法がやられていないのではないか。いずれにしても、日本での検査法について具体的にもう少し知りたいということによろしいでしょうか。

富澤評価調整官 まず、体内に蓄積するかどうかなんですけども、プリオンをどれだ

け食べたかということですよ。母親がプリオンをどれだけ食べたかというのは、飼料をどれだけ食べたかということですから、その飼料というのはもう既に禁止されて、かなり時間がたっている。もう既に飼料規制しているわけですから、母親の体内にたまるプリオンというの、正直に申し上げてゼロに限りなく近づいているといいと思います。

姫田消費者情報官 まず、クローン牛についていうと、クローン牛の遺伝子の中でテラメアという、遺伝子の中のしっぽみたいなものがどうも短いのではないかという話がございいます。クローン牛の遺伝子なので、親から子へ移されるものです。

今回のプリオンというものは、神経の細胞の中にある物質なので、これは赤ちゃんが生まれるときには当然卵子と精子の状態になって、それから新たに発生するわけです。要するに神経細胞が母親から子どもに移るわけではないものですから、全く新しい神経細胞として発生するわけです。ですから、母子感染は起こらないだろうということで、OIEでも否定されているわけです。神経細胞はお母さんから直接子どもに行くわけではないです。クローンの場合は、お母さんから子どもに直接DNAが移るわけなので、レベルが違うということをご理解いただきたいと思います。

司会 日本の検査のELISA法とか、ウェスタン・ブロット法については、

広瀬課長補佐 検査の方は、ヨーロッパではウェスタン・ブロット法と質問ですけども、日本ではスクリーニング検査ではELISA法という方法を使っております、これで擬陽性は出ますけれども、かなり鋭敏に捕まえられるというふうに聞いております。

擬陽性が当然出るものですから、その擬陽性になったものについて、日本も確認試験のところではウェスタン・ブロット法で検査しておりますので、実質的に中身は同じじゃないかというふうに考えられます。

司会 斉藤様、よろしゅうございますか。

斉藤 時間がないのであれですけども、検査方法については本に書いてあるとおりでした。

それから、母子感染については、翻訳された外国の本を何冊か読んだんですけども、今説明があったとおりでない報告書が出ているので、すんなりと「そうですか」というふうに納得はしておりません。

以上です。

司会 では、右側の方で、手を挙げられた方。

榎本 済みません。新宮の食肉処理場の食肉協同組合の榎本と申します。よろしくお願

いします。

先ほど姫田さんがおっしゃった20カ月未満は「検査されているやつは安全ですよ」という表示はおかしくないと思うのが1点。「検査していないのが危ない」といっているわけじゃない。「検査されているからいいよ」というのはいいかなと思います。

それから、20カ月未満の検査をやめようかという検討されておりますが、これは1%強じゃないですか。その中で20カ月未満の牛をつぶすということは、かなり切迫牛が多い。切迫牛はほとんど検査をされるということですよ。それ以外、通常の自立歩行ができるうちで20カ月未満は、どれくらいの量つぶされているのか把握されているのかということですね。

本当に一握りのものをわざわざ除外しようというのは、安全というほかに安心とうことでもありますから、なぜそれを除外されるのか、経費の面なのか、それとも外圧なのか、そこら辺のところを明確に教えてください。

司会 それでは。

姫田消費者情報官 ほかよりもすぐれていないものをすぐれているということは優良誤認になるということをご理解いただきたいと思います。昔、「マルハのマヨネーズは保存料や添加物を一切加えていません」といってコマーシャルしたんです。これはとんでもない優良誤認で、キューピーも味の素も添加物、保存料などを加えていなかったという話がございまして。そういうことで、同じような状況のものを「自分のところだけこうやっています」ということはできないということございまして、「検査済み」ということです。

それから、もう1つ。和歌山の場合は、かなり乳牛の肥育技術がいいものですから、20カ月とか、21カ月齢までいってB3にして、乳牛でもさしを少し入れて評価を上げて出荷することが多くございます。北海道は肥育技術が余りよくないので、16、17、18ヶ月齢ぐらいでかなり出荷しておりまして、日本の乳牛の雄の半分ぐらいが20カ月齢以下で出荷されています。ですから、和牛とか全部トータルで入れますと、日本の牛の12%ぐらいが20カ月齢以下になると思います。

広瀬課長補佐 20カ月以下をやめるということはどうしてなのかということなんですけれども、安全性に関して科学的に見た場合には、実際検出できないだろうといわれているという点が1点。

それらの牛についても決してSRMを含めて食べるわけではなくて、一番危ないといわれているSRMについては除去しているわけで、安全性は十分保たれているというふうに

考えられますので、そういう意味では20カ月齢以下をやめることについて、今までやっているものにくらべ、リスクが上るわけではないんですね。平成13年10月の段階であれば、そもそもそういうデータも何もなかったわけですので、これまでいろいろ検査してきた結果、ここは外しても大丈夫なんじゃないかということがわかってきたということだと思います。

榎本 その大丈夫という根拠がわからない。プリオンの蓄積スピードというのはその牛によって異なるんじゃないでしょうか。早い蓄積をする牛もあり、ゆっくり蓄積する牛もあるというところを踏まえたら、この12%の中で本当に自立歩行ができる検査対象になるのは何%ですか。全体から5%、6%ぐらいの牛をわざわざ除去するという本当の根拠は僕らにはわからないんですけれども。皆さんの安心というところを変に迫害しているような気がします、そこを明確に教えてください。

広瀬（課長補佐） パーセンテージについては私も把握をしておりますけれども、現に350万頭検査した中で出てきていないということがあります。これから出るかもしれないということですが、これからも自治体の中では検査をされていくことになると思いますので、そこで出てこないということによって、恐らく20カ月以下が出てこないということが証明されていくのではないかと思います。

榎本 20カ月と21カ月の線引きがわからないですし、350万頭の中から14頭は出た。そのうち、4万頭～5万頭の中で1頭は出た。絶対数からしたら、1頭という絶対数の占める割合はかなり大きいんじゃないですか。

姫田消費者情報官 今370万頭ぐらいやっていますが、その中の12%ですので、40万頭以上の牛が検査されて2頭出たということ。それから、先ほどもお話がありましたように、世界ではドイツ、フランス、イタリア、たしか東ヨーロッパの国がやっていて、全部で5カ国ぐらいやっていますけれども、その中で30カ月齢以下が出たのは、2001年にドイツで28カ月齢と29カ月齢が出ただけで、ドイツやフランスは日本よりも物すごい頭数をやっておりますけれども2頭出ただけで、非常に汚染しているイギリスで24カ月齢が10頭ぐらい、それから20カ月齢が1頭だけ出ているんですけれども、それ以外は確認されていないということなので、21カ月齢、23ヶ月齢というのは稀有な例だと考えられます。

榎本 20カ月もよそで出たということは事実なので、そこがすごく大事な部分、皆さんの安心というところを占めている。ちょっと答えになっていない。わざわざ除外するだけの意味はどこにあるのか本当にわからないので、説明が足りないと思います。

広瀬課長補佐 21カ月齢が出たというのは、当然350万頭を検査してわかったわけですから、当然我々はそれを踏まえて、21カ月齢以上のものであれば検出できるだろうと考えているわけでございます。

榎本 最後に1点。和歌山県では20カ月未満もやるというような方針を打ち出していますが、やるところとやらないところが出て、やるところで、もし18カ月とか、19カ月が引っかけたときに、安心という部分は根底から崩れてしまうんじゃないですか。

広瀬課長補佐 確かに今の前提は20カ月以下であれば見つからないだろうということをやめるということでございますし、実際、検査だけがBSE対策ではなくて、当然SRMの除去が一番効果的であるというふうにいわれているので、例えば欧米であれば30カ月以上を対象としているようなこともございますので、本来であればSRMの除去をすれば、そういう意味でも十分に安全性が保たれていると考えられております。

確かに18というものが出れば、おっしゃるように、皆さんの安心というものが大きく崩れる可能性はあるかと思えますけれども、そういう可能性は非常に低いんじゃないかということで、現在このような措置が考えられているということです。

榎本 「そういうことはありませんよ」という前提で検査を除外しないと、「可能性は少ないけれども、もしかしたら市場に出るかもしれんよ」というようなことでは困る。

司会 BSE検査についてはいろんなご意見があるということなので、残念ながらちょっと時間も限られていますので、今そういうご意見があったということをごちらでも受けとめさせていただくということで、とりあえずこのあたりで検査については終わりにしたいのですが。

恐縮ですけれども、初めての方だけということで、時間の関係もありますのでお許しいただけますでしょうか。

山一 山一と申します。一消費者というか、主婦なんです。

検査の20カ月の線引きのこともそうなんですけれども、表示のことで優良誤認が起きるから「検査済み」というものを張れるけれども、安全とはいえないというふうには。私、購入する立場からすれば、「検査済み」のシールが張ってある方を購入すると思います。第一、これだけリスク評価をされて、国として全頭検査の見直しをするというにもかかわらず、自治体によってする、しないのところがあるという二重基準自体が問題であって、それを引き起こしているのが、実は省庁というか、前に座っていらっしゃるところなのかと思うと、私たち消費者とすごく乖離しているなど。私たちは日本の国内のものであっても、検

査済みであるのとなないのがあれば、この中でどれだけのパーセンテージがあるかわかりませんけれども、私は検査済みのものを買います。

輸入品の中で原産国表示を厳しく行うとおっしゃいましたけれども、米国産とはいいませんけれども、外国のものが入ってくるときに、現在の加工品の表示の場合は最終的に加工したところの表示になりますから、例えば外国の海でとれたものを焼津港で揚げたら焼津産になりますし、明石で外国産のタコをあれしたら明石産となるような、消費者をばかにしたような現在の表示方法では、例えばアメリカ産が来た場合に、みそ漬けとか、加工品になった場合の原材料がアメリカ産ときちんとなるのかどうか、そこはお聞きしたいなと思います。

姫田消費者情報官 まず1つは、今回安全のためにスクリーニング検査としてやるのは21カ月齢以上です。今までリスクコミュニケーションの中で、生産者の方、消費者の方々から、若齢牛の検査も継続すべきというご議論があったので、そういうことも踏まえ、あるいは流通が混乱するということも踏まえて、安心のために検査について一定期間補助しよう、厚生労働省の方がとられたということです。

その経過期間の間には、今おっしゃったような議論ではなくて、「検査済み」と張ってあろうと、なかろうと、国内の牛肉が安全なんだと安心していただけるために、我々は今後ともリスクコミュニケーションを続けていきたいと思っております。

それから、表示の問題ですが、今回、生鮮食品に近い加工食品も原料の原産地の表示をされますということで従前からやっておりましたが、20食品群とかなり大きくふやしました。その中で、例えば干物とか、今の畜産物でいうと調味した食肉、いわゆる塩コショウした食肉とか、たれ漬けた食肉とか、みそ漬けた肉とか、こういうものについても、原材料の主産地の表示義務が出てきます。あるいはたたきとか、そういうものも同じようにすることになっております。もしよろしければ、後でパンフレットを1部差し上げますけれども、そういうことにしております。

司会 残念ながら、今予定の時間を過ぎちゃいましたが、私の司会の不手際で申しわけございませんでした。もしお時間を許していただけるならば、論点がもう少し残っておりますので、15分ぐらい延長させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。もしご予定がある方はご遠慮なくご退席いただいて結構でございます。

今の話とも関連するんですけども、検査限界のものは調べてもBSEにかかっているかどうかは残念ながらわからないということで、その際、そういう牛についてもSRMと

いう特定危険部位、異常プリオンたん白質がいついたまっているところの除去がこれまでどおりしっかりされるのであれば、これまでとリスクが変わらないのではないかということが、「中間とりまとめ」の中に書かれています。

今日いただいた意見の中に、「全頭検査よりもSRM除去の方が圧倒的に重要である」というご指摘もいただいております。ただ、その方は、「日本におけるSRMの除去の基準が欧米に比べると緩いんじゃないか」という話も聞くので、その強化の方がむしろ重要ではないか」というを指摘されています。いずれにしても、厚生労働省の方にそのあたりを追加で説明いただきたいと思うんですが。

その関連で、具体的な質問としまして、「今後、と畜時において、背割り前に脊髄の除去が義務化されるのか」というご指摘がございました。これもSRMの除去の関連だと思います。そのあたりをあわせてご説明いただければと思います。

広瀬課長補佐 まず、「SRMの除去が欧米に比べて緩いんじゃないか」ということですが、先ほど資料の中で説明させていただきましたけれども、日本はSRMの範囲としては全頭を対象としているということや、幾つかの部位についても一部緩いと思われる点としては小腸あたりの扱いかなと思われるわけですが、これは感染性があるけれどもやめているわけじゃなくて、回腸遠位部というところが非常に危険が高いといわれている中で、ヨーロッパやアメリカは腸を食べるという習慣がもともとなかったので、感染性があるかないかは別にして、腸全体を食べるのはやめようということでSRMにしておりますが、日本は腸を食べる習慣もあり、危ないといわれている回腸遠位部、要するに盲腸から2メートルのところを除去するというところでしているぐらいで、後は日本の方がむしろSRMの除去については範囲とかも含めて厳しいのではないかというふうに考えております。

それから、背割り前の脊髄除去ですけれども、現在指導をしているところでございますけれども、現在と畜ベースで9割が背割り前に脊髄を除去しているという状況ですので、これをさらに進めたいということと、脊髄除去をしていないものについても、当然背割りした後に高圧洗浄水によって洗浄をしているので、それでの除去効果が当然あるということを確認されておりますので、背割り前に脊髄を除去しないからといって、その肉がすべて汚染肉になっているということではないと考えております。

司会 そのほかの管理の関係でいいますと、SRM除去以外にもあろうかと思っておりますけれども、SRMの除去を初め、そういう管理の関係で追加的なご質問、ご意見等ございます方は挙手いただきたいと思っております。アメリカのお話はその後やらせていただきたいと思

います。

斉藤さん以外にはないということで、よろしいでしょうか。じゃ、斉藤さん、お願いします。

斉藤 S R Mを除去するというのが大事だとは思いますが、厚生労働省が全国で7カ所の食肉衛生研究所において、背割り前のを調べた結果によると、100%除去されているというのは1件しかないんですよね。ひどいところは52.5%しか除去されていないということも報告されているようなので、あるいは72.0%とか。

このプリオンというのは非常に少量で発症するし、発病すると100%死ぬし、治療方法もなければ治療薬もないというので、「S R Mを除去すると安全だ、安全だ」という話が先に出ると、本当は安全なのかなということをかえって不安に思いました。

以上です。

広瀬課長補佐 今のお話がまさに物語っているように、本当にS R Mが100%全部取れば、実際検査なんかなくても全部出荷できるんですけども、S R M除去も完璧ではないということがありますので、現在は検査ということがあるわけです。それについては、先ほど申しましたけれども、背割り前の脊髄除去は確かに率の低いところもあるかもしれませんが、頭数としては余り多くなくて、と畜している牛の数で見ると9割は脊髄除去がされているという状況で、これをさらに進めるということで指導をしていくことにしております。

斉藤 済みません。9割とおっしゃったけども、報告によると平均が75%とか、80.6%とかで、90%とは書いていないですよ。

それから、もう1つは、水とかとおっしゃったけれども、水は地下とか、流れて行ったところで汚染されていくのではないかという不安があります。この汚染したものは800の熱では確かに死滅するけれども、あとは死滅する方法というのはないんですから、水、水とおっしゃると、今度は水の汚染の方が心配になります。

以上です。

広瀬課長補佐 水の処理はしているというふうに聞いておりますけれども。

姫田消費者情報官 まず1つは、と畜場で、さきほどの写真の中にあつたようにネットをかけて通らないようにしよう。それでも、通るものについては最終的に処理場で汚泥になります。ですから、汚泥を最終的に焼却しようということで、どういう扱い方をすればいいかについて、現在食品安全委員会の方に評価をお願いしているところです。

富澤評価調査官 食品安全委員会なんですけれども、ご発言のとおり、SRMは100%除去されているわけではない。それが不十分であるということで、こちらの方の「中間とりまとめ」の中でも、「SRMの除去をきちっとやってくれ」ということでいっております。

諮問書の方でもSRMの除去を徹底するということですので、それについて厚生労働省の意見を伺って、これからさらにやっていただくように、こちらの方からも引き続き継続してお願いしていくということになりますので、ご懸念の点は徐々に、徐々に改善していくかというふうに考えております。

司会 それでは、時間も押していますので。

榎本 特定危険部位の除去とか、先ほどの写真なんかは、近代化されたと畜場じゃないですか。私ども新宮市は設備がかなり古く、説明と全然違う部分がある。あれをやるうと思ったら、もっと手を入れないといかん。「脊髄除去もしなさい」といったら、またお金がかかる。「次にあれをしなさい。これをしなさい」と、国がいうのは勝手ですが、それに対する手立てが何もない。どこに責任の所在を持っていけばいいわけですか。「あの機械を入れろ、あれをしろ、これをしろ」、それはどこがやればよろしいんですか。

姫田消費者情報官 と畜場は市町村とかが設置されているので、それに対する手立てというのは、いわゆる資金面での手立てがございます。

それから、あと、もう1つは、小さなと畜場で合理化していくのはなかなか難しいということで、農林水産省としては、例えば和歌山県に1つで大きなものにしていこうではないかということで、食肉流通センターをつくるんだったら、それに併設のと畜場も含めて補助事業で対応しようではないかというようなことで、むしろ県を通じて皆さん方をお願いをしているところです。地元での話し合いが十分まとまらないということがございますけれども、できるだけ大きくきちんとまとめて、近代的なと畜場をつくるための補助事業はさせていただいているところでございます。

榎本 その件、聞いていないですけども、和歌山県で1つにしようとか。こういう縦長の立地のところで、かなり無理がある。私も後で和歌山県の方に聞かせてもらうけれども、国からそんな話 coming しているのかとか。国の施策というのはかなり大規模と畜場に対する補助手当てしかない。脊髄除去に関しても半分しかない。あとは、設置者がやれというような乱暴な話で、自分たちは「こうやって、やったらいいよ」という能書きばかりで、あとのちゃんと実施できる方法とか、そういうことまで考えられるのが当然なんじゃないでしょうか。

司会 そういご意見を今日はいただいたということで、次の方に移らせていただきたいと思います。

榎本 聞いてもない話をされたら困る。国がそういうことをいって、県がうちの方へいってきていないということだね。

姫田消費者情報官 補助事業なので、あくまでも国がこうしろということではなくて、こういうメニューがありますと。

榎本 和歌山県も1つにして、近代化しなさいよという方向で、和歌山県にも話をしているといったじゃないか、今。

姫田消費者情報官 いや。例えば県全体で大きなと畜場をつくるということであれば、補助事業がありますということです。

榎本 あなたは和歌山県にそのように指導してきているといったじゃないか。大きな問題だろう、これは。

姫田消費者情報官 ですから、全体としてご指導申し上げているんですけども、地元からの話が上がってこないということなので。補助事業というのは、あくまでも国がこうしろということではなくて。

榎本 和歌山県も1つにしろといったじゃないか。

富澤評価調査官 私は司会じゃないんですけども、和歌山県とお話しただいて、また、この管理官庁とお話しただいて。私が今申し上げているので、ちょっとお話を聞いてください。和歌山県さんとお話をしてただいて、官庁ともお話しをしてただいて、この場では恐らく解決できないと思いますので、数分しかありませんので。

榎本 後で残りなさい。

富澤評価調査官 ええ。それで、十分にお話ししていただければと思います。

司会 アメリカの輸入の問題の関係に移らせさせていただきたいと思います。最後に寺田委員長から、2点ほどこういう指摘があるので、コメントいただければと思うんですが。

1つは、「人へのBSEが感染するリスクというのは非常に少ない等々があるにもかかわらず、なぜここまで対策をしなければならぬのかというのを教えてください」という指摘があります。一方で、「輸入再開の論議に関しては、食品安全委員会でしっかりしたリスク評価を期待する」という指摘がございました。

先ほどの委員長の講演での内容と重なる部分が多いかと思いますが、最後にご発言いただければと思います。

その前に、少し具体的に輸入の再開の関係でご指摘がありまして、「輸入再開は反対だ」という方ですが、その関連の理由としまして、「アメリカではBSE検査を0.1%ぐらいしかしていない」ということ、また、「アメリカは先進国で唯一肉骨粉を家畜に与えることを認めている」ということで、危険だということで輸入に反対するという指摘がございました。

そのほか、アメリカからの輸入再開の関連で、何かご質問、ご意見ございます方、挙手いただければと思いますけれども。

斉藤さんがまた挙げられています、ほかの方はよろしいですね。斉藤さん、お願いします。

斉藤 何度もありがとうございます。

アメリカについては、輸入再開というのが、一番懸念されている問題じゃないかと。それは、私たちだけではなくて、厚生労働省とか、農林水産省とか、研究班の方もそう思っているんじゃないかなという気もするんですけども。エイズとか、薬害なんかで、随分国民に後で頭を下げて、直り切らない問題がいっぱいある中で、「そんな軽率なこととは」と思うのが普通の国を守る行政の立場の方じゃないかなというふうに思うのですが。

アメリカの現場でどうなっているかというのを見に行かれた方が何人かいらっちゃって、ベルトコンベアーでバーツとしていて、危険部位を取り去るような時間もなければ、ナイフを持ちかえる時間もなくてやっている現場を見てこられました。

それから、アメリカの報道規制というのがかなりあって、「アメリカにBSEがないなんて、だれも考えていない」というのをアメリカの市民団体、アメリカの学者が発表しているんですね。そのことを考えるときに、やっぱりアメリカは現在も月齢も何もわからないし、歯が生えるのが大体30カ月ごろだろうというようなずさんなあれで、人間だって子どもは歯が生える時期は随分違うわけですから、そういう意味ではアメリカからの輸入は反対したいと思います。

それから、年間10万頭のダウナー・カウというのが出ているという報告もあります。それと、もう一つは、アメリカには450万人のアルツハイマー病の患者がいて、その中の12~14%ぐらいが、死後、脳がスポンジ状で、つまり海綿状のあれだったという報告もあります。そういうことを考えたら、アメリカに患者がいないとか、アメリカにBSEがないというのは考えられないので反対します。

司会 輸入反対というご意見かと思えます。今日は、先ほど申し上げましたけれども、

輸入再開の問題を議論する場ではないということをご理解いただきたいと思います。そういう反対のご意見があったということをお場ではまず承知させていただきたいと思います。

今、アメリカ牛の月齢の話とか、先ほどもちょっと紹介させていただきましたけれども、アメリカでは肉骨粉が家畜に与えられているとか等々のご指摘がございましたけれども、その事実関係でコメントなりした方がいような点ございましたら、農林水産省か、厚生労働省か、どちらか。

広瀬課長補佐 とりあえず肉骨粉のところは、また姫田情報官の方からお話しいただくとして。

そもそもベルトコンベアーで流れていて、SRMを取るような時間がないというようなことであれば、そういう肉は日本と安全性が同等といえないので輸入できないということだと思います。「アメリカではBSEが発生していない」とアメリカはおっしゃっていますけれども、カナダの生まれの牛だからということでそういうような言い方をしているわけですが、先ほど姫田情報官からも説明いただきましたように、日本は北米が発生している国だというふうな扱いをしており、当然アメリカの牛についても日本と同等の安全性が確認できなければ輸入はしないということは、最初に申し上げさせていただいたところでございます。

現在評価いただいているのは、日本の国内対策について安全対策の見直しがいかどうかということで、食品の健康影響リスクを評価いただいているところですが、アメリカのものについてはアメリカの規制措置がどういうレベルにあるのか調べた上で、それが日本と同じ安全性が保たれるかどうかを別途改めて食品安全委員会に評価をお願いする予定でございます。

姫田消費者情報官 基本的な姿勢は今厚生労働省からお話しがあったように、まず、アメリカと日本の差別ということ。それから、もう1つは、日本の国民の安全を第一に考えていくということでございます。そして、もし輸入再開ということになれば、食品安全委員会の方に評価を求めます。今回は国内評価ですから、全く別に評価を求めていくということが基本でございます。

アメリカの肉骨粉についてですが、基本的にアメリカは牛、牛については禁止しています。99.5%はできているということをおっしゃって、0.5%はあるかもしれないということをおっしゃっています。今後は牛の肉骨粉を豚、鶏にやらないという方向で、制度改正をしよう

うとしているといっている状況でございます。

司会 時間がかかり過ぎてしまいましたが、最後に、先ほども予告させていただきましたように、寺田委員長の方から「なぜここまでBSE対策をしなければいけないのか」ということと、「輸入再開議論について食品安全委員会でのしっかりとしたリスク評価を望む」というコメントが出ておりますので、その関係で最後にご発言を。

寺田委員長 先ほど、どなたかおっしゃいましたように、「わからないから怖い」というんじゃないで、もしかバリエーションのCJDが出るようになると、これは大変なことになります。治す方法が今のところはない。やがてはそういう方法は出てくるかもしれませんが、今のところはないから、そのもとをできるだけ減らす。だけど、この場合、よくご理解いただきたいのは、何事もそうなんですけれども、ゼロリスクはないんです。できるだけ減らすと、ゼロリスクはないというのをいいませんでしたけれども、リスク分析の考え方ですべてのものはある程度はリスクがある。それを「どれほどまで下げるかということ」をみんなで寄ってやりましょう」というのが、ヨーロッパの食品全体に関してそうなんです。それをどの辺までやるかということは、国民の皆さんのいろいろな考え方だとか、その時代時代の新しい科学の進歩、管理にお金がかかりますから、そういうことも含めての判断だと思います。

食品安全委員会としては、私どもがいましたスタンダードは、どこの世界へ持って行ってもそれでいいという客観的なもので、科学性、独立性、透明性を大切にしています。今も諮問を受けているところで、私が「ああだ、こうだ」といいますと、予断を持つことになりますから、予断をなしにやっていくということになります。

科学性というのはグローバルなところでのスタンダードで、いろんなところで、その時代の判断、科学的な所見とかを後世の人が判断して、あれはおかしい判断だったということとは避けているつもりでありますし、そうなると思います。

それから、アメリカの問題に関しましては、私どもは本当のことをいって、アメリカの状態はよくわかりません。これは当然のことですけれども、私どもは評価の機関でございますから、管理官官庁は農林水産省、厚生労働省がアメリカ側といろんな条件、向こうがどういうふうになっているかを詰めておられて、私どもがオブザーバーという形で情報を収集しております。管理官官庁から、「こういう条件で窓を開けるのはいかがなものか」というふうに諮問が来たときには、きちっとそれに対して国内対策と同じように答申を出していこうと思っています。これは、その国、その国のプリオンの汚染状態はどれほどあるか、

管理をどれほどやっているか、そういうことの全部のミクスチャーで判断していったら、アメリカの輸入牛は国内でやっているのと同じ安全性を確保できるという条件じゃないともちろんためであるというふうに考えております。

以上です。

司会 ありがとうございます。

#### (4) 閉会

司会 私の司会進行の下手際で、かなり予定の時間をオーバーいたしまして、申しわけございませんでした。

まだ、いろいろと議論も尽きないところもあるかもしれませんが、このあたりで終了させていただきたいと思います。

本日は熱心なご発言、ご意見をどうもありがとうございました。

閉会 午後 4時25分